

国際農林業協力



JAICAF

Japan Association for
International Collaboration of
Agriculture and Forestry

特集：途上国の農民組織と農業協同組合 —2012 国際協同組合年—

途上国の農業・農村発展に果たす農業協同組合の役割

カンボジアにおける農民の組織化に向けた課題

—酒造グループ形成の事例から—

ブラジル農協の成り立ちから活動内容の変遷・現状と展望

開発組織としての協同組合

—コスタリカ共和国ブリッサス組合の事例から—

わが国は西アフリカにおける農業生産者組合の成長を

助けることができるだろうか？

—農民組織強化支援事業に係る現地指導結果からの考察—

途上国の農協人材育成に貢献する IDACA

—取組みと今後の展望—

Vol. 35 (2012)

No. 1

社団法人

国際農林業協働協会

巻頭言

協同組合の役割

伊藤 正人 …………… 1

特集：途上国の農民組織と農業協同組合 — 2012 国際協同組合年—

総論

途上国の農業・農村発展に果たす農業協同組合の役割

板垣啓四郎 …………… 2

各論

カンボジアにおける農民の組織化に向けた課題

—酒造グループ形成の事例から—

伊藤 香純 …………… 10

ブラジル農協の成り立ちから活動内容の変遷・現状と展望

田中 規子 …………… 21

開発組織としての協同組合

—コスタリカ共和国ブリッサス組合の事例から—

間瀬 朝夫 …………… 32

わが国は西アフリカにおける農業生産者組合の成長を

助けることができるだろうか？

—農民組織強化支援事業に係る現地指導結果からの考察—

原田康・小林裕三…………… 37

途上国の農協人材育成に貢献する IDACA

—取組みと今後の展望—

安部 幸男 …………… 45

解説

環境保全と森林

—地球サミットから 20 年の取組と課題—

戸谷 玄 …………… 52

書評

生物多様性を育む食と農

—住民主体の種子管理を支える知恵と仕組み—

岩永 勝 …………… 59



協同組合の役割

FAO 日本事務所
伊 藤 正 人

世界の食料問題を考える日として国連が制定した日、それが毎年10月16日の「世界食料デー」です。1979年の第20回FAO総会の決議に基づき、1981年から世界共通の日として制定されました。世界の一人一人が協力しあい、最も重要な基本的人権である「すべての人に食料を」を現実のものにし、世界に広がる栄養不良、飢餓、極度の貧困を解決していくことを目的としています。

2011年には農産物価格の問題を取り上げ、「食料価格－危機から安定へ」とのテーマで、2006年以降の農産物価格の高騰・乱高下を分析し、最も脆弱な人々への影響緩和のために何ができるのかを明らかにしようとしてきました。2012年は、本年は国連が定めた国際協同組合年であることを念頭におき、「農業協同組合：世界の食料供給の要」をテーマとしました。

現在世界の7人に1人が栄養不足に苦しんでいます。また2050年に90億人以上となる世界の人口に食料を供給するためには60%の食料増産が必要と見込まれています。このために必要とされる食料の多くが開発途上国の小規模農民が提供するであろうことは広く

認められているところです。飢餓をなくして食料安全保障を達成するためには、農業協同組合を中心とする生産者組織、その他の農村における組織が大きな役割を果たすこと異論のないところです。

本年の世界食料デーのテーマは、この農業協同組合、生産者組織の役割を確認するとともに、飢餓と貧困をなくす戦いに当たってFAOと農業協同組合、生産者組織との連携を強めることを目指すものです。

FAOは他のパートナーとの連携を重視しています。本年1月に就任したグラジアーノ・ダ・シルバ事務局長は、農業協同組合、生産者組織その他の関係組織、民間セクターとの連携を最優先課題の一つとしています。農業協同組合、生産者組織との連携については、5月に特別大使2人（カメルーンのエリザベス・アタンガナ女史およびブラジルのロベルト・ロドリゲス氏）を任命するとともに、7月にFAO本部に連携を推進するための窓口を設けたところです。

本号における各国の農業協同組合、農民組織に関する特集が、FAOを初めとする国際機関と協業協同組合、農民組織との連携を進める上で貴重な情報となることを期待し確信します。



総論

途上国の農業・農村発展に果たす農業協同組合の役割

板垣 啓四郎

はじめに

2012 年は国際協同組合年 (International Year of Co-operatives=IYC) として知られているが、これは国連が 2009 年 12 月に総会で宣言したことに始まる。「2012 国際協同組合年実行委員会」がリリースしているホームページ¹⁾によれば、IYC の目的は、①協同組合についての社会的認知度を高める、②協同組合の設立や発展を促進する、③協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政府や関係機関に働きかける、とされている。そして協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献、とくに貧困削減、仕事の創出、社会的統合に果たす役割が着目されているとされている。端的に言って、途上国の貧困削減や雇用の創出に果たす協同組合の役割を再認識し、それが持つさまざまな機能を促進することが IYC の目的といえよう。途上国の貧困が農村に滞留している事実を照らしていえば、国際協同組合年に因んで、途上国の農業・農村の発展に果たす農業協同組合の役割と機能を明らかにすることこそが重要であり、また農業協同組合の基底をなす農民組織の結束力を問い直すことがポイントであるといえ

る。

そこで、本論文ではこのことを明らかにすることを目的とし、本特集でこれに続くそれぞれの論文が示す要点を予め紹介しつつ、それを踏まえた上で途上国の農業発展に対して農業協同組合が果たす役割と機能および農業協同組合の今後の展望について明らかにすることとする。

1. 本特集に収められた各論文の要点

1) カンボジア (伊藤論文)

本論文は、カンボジアにおける伝統的な米蒸留酒 (以下、米焼酎とする) の品質向上と付加価値販売における酒造農家のグループ化・組織化の方針・プロセス・現状とグループ化・組織化に関する今後の展望について考察することを目的とする。本論文では農民のグループ化による農産物加工産業の振興が農家の所得向上に寄与するという仮説として設定し、米焼酎の製造をその事例に取り上げた。事例調査の分析結果として、①製品の低生産性、低品質、低販売価格が伝統的加工品である米焼酎の製造低迷の主要因であり、高品質・安全性という市場ニーズに対応できていないこと、②そのために継続的に機能するグループを形成・組織化する必要があるが、そのためには当事者である農民がグループ化や組織化の目的・メリット・利益等を十分に理解した上で主導権を持って進めない

ITAGAKI Keishiro : A Role of Agricultural Cooperatives in Agriculture and Rural Development in Developing Countries

限り、形だけのグループになってしまう可能性が高いこと、③目的と利益が明確かつ確実であることがカンボジアの農村におけるグループ形成の鍵と考えられ、酒造農家による製品の品質の向上とその維持、付加価値販売による増収の3点を目的としたシンプルなグループ化を目指すことが必要であること、④カンボジアが世帯を基軸とした二者間関係を中心に構成された非常に緩やかな社会構造を持つことから、活動目的を酒造から利益を得ることに焦点を当てた小規模なグループ化を目指し、実際に利益が得られるようになったことこそが、現在でもグループとしての機能している大きな要因であること、⑤農業協同組合または農民のグループ化・組織化は、農村・農民の慣習に合わせ、固定概念や経験に囚われ過ぎないグループ化・組織化を目指し、利益・メリットを得られるようにすることを最優先にすることが重要であること、が明らかにされた。

2) ブラジル (田中論文)

本論文は、ブラジル農業における日系農協の歴史過程および日系農協およびブラジル農協の現状を述べる一方で、農村に滞留する貧困問題 (= 家族農業問題) に対する政府の農協支援策と実態について述べている。論文の中でとくに重要なポイントと考えられるのは、日系農業者ならびに日系農協を含む農協組織がブラジル農業の飛躍的な発展と CSR 活動や農村コミュニティの向上など農村社会福祉活動に果たした役割は決して否定できないものの、現在ブラジル農業が直面している貧困な家族農業の存在と深刻化する森林破壊など環境劣化の対策に農協がさまざまな役割を求められているという指摘である。政府は農業者の大部分を占める家族農業に対し

て、価格支持、農業保険、協同組合融資、土地の再分配などを実施してきたが、加えて家族農業を持続的に安定させるためには農協を組織化することが有効であるとし、組合員の相互扶助による農産物生産販売体制の確立とコミュニティの有する環境資源を持続的に利用・保全していく主体として農協組織が機能していかなければならないとまとめている。

3) コスタリカ (間瀬論文)

本論文は、ラテンアメリカ農村部で組合運動の成功例が限られているなか、開発組織として最も成功を収めているコスタリカ共和国に着目し、ブリッサス協同組合を事例として取り上げ、その具体的な歴史的展開と現在の活動および将来展望、そして成功の背景と要因について明らかにすることを目的としている。ブリッサス協同組合は、飲料水の確保を契機として組合を結成→バスの運行による経済活動で共有資源の管理経験を蓄積→この経験を基に資機材販売店やスーパーマーケットの管理運営および資金貸付事業や乳製品工場の事業を展開という経緯をたどってきた。現在でも、乳製品工場、資機材販売店および有機肥料・苗生産センター、スーパーマーケットの事業展開、社会保険サービスの代行、住宅資金の貸し出しなど、生産と生活の両面にわたり、ブリッサス協同組合が町の住民にとってはなくてはならない存在であると述べた。また農家の余剰を協同組合の活動に再投資することで事業活動の拡大と組合員に対するサービス向上が図られているとしている。こうした活発な活動を背後から支えている条件が、小規模農家の相互扶助共同体を基盤として成立している社会の存在である。この成員平等型の社会をベースとして組織が形成さ

れ、経験が積み重ねられ、その経験を基に市場との関係性が強化され、組織としての利益が創出され、農村環境に適合した政策支援がポジティブに働いたとしている。

4) 西アフリカ (原田・小林論文)

本論文は、JAICAF が過去 3 ヶ年間にわたり、アフリカ諸国を対象としてわが国の農業協同組合や農民組織の運営経験なり事業管理ノウハウを伝えることを目的として行われた本邦受入研修に参加し、その後帰国した研修生の現地フォローアップ調査と現地指導で得た成果をまとめたものである。調査した国と調査対象組合は以下の通りである。コートジボワール (カカオ生産者組合、コメ生産者組合)、ベナン (グラン・ポポ稲作組合、モノクフォ地域コメ生産者指導連合会)、ブルキナファソ (COOPAKE 協同組合、バマの稲作組合)、ニジェール (ジョガ村の野菜生産グループ、アヨルーの野菜生産グループ、ンビディ村の稲作グループ、ウィンデベリ村の野菜生産グループ) である。調査したそれぞれの組合やグループに対して、組織の構成と活動の内容および実績、指導したポイントなどが記されている。これらの事例を通じて、政府が脆弱な西アフリカ諸国では、自ら考え立ち上がる農業者組織が求められており、貧困かつ低所得の農業者を直接支援するアクターとしての農民組織あるいは農業者組合に対し、わが国は組織の企画・運営からいかに発展させるかというノウハウに至るまで、その経験を移転させることが肝要であるとしている。

5) IDACA (安部論文)

本論文は、これまで途上国の農協人材の育成に貢献してきた IDACA (アジア農業協同組合振興機関) の取り組みを紹介するととも

に、IDACA の今後の課題について記したものである。本論文では、IDACA 設立時の協同組合を巡る情勢を手始めに、IDACA での研修を通じた人材育成の効果と帰国研修員の自国の農協、農業および地域振興などに果たした重要な役割が、具体的な事例に基づいて紹介されている。IDACA における事業活動の概要として、① JICA 研修 (農協の組織と強化等を目的とした農協振興に関する研修の他、農業政策の策定・実行をテーマとした研修、アグリビジネスに焦点を当てた研修、協同組合を通じた農産物販売強化のための研修)、② ICA 関連研修 (中核リーダー育成支援研修、農村女性地域活性化支援研修、農産物品質・安全管理研修)、③ 協定研修 (諸外国との協定や要請による研修)、④ 事後協力指導 (元研修員に対する事業協力指導、帰国研修員の活動状況や当面の課題の把握など) が具体的に示された。また研修方法は、アカデミックな理論的研修ではなく農協運営の実際的な学習に力点を置き、日本の農協運営についての具体的な学習の中からそれが組合員のためにまたは国民経済のなかでどのような役割や機能を果たしているかに力点を置いていると述べた。今後の課題として、送る側が研修テーマにそぐわない研修員を選定しないこと、農民に研修参加の機会を与えること、日本での現地研修の手配が難しくなっているので検討すること、健全な研修運営のために多角的な資金確保の方法を検討する必要があること、を取り上げた。

以上、各論文の要点を整理したが、全体を通して重要なポイントとしていえることは、組織の形成 (Institution Building) には地域社会が固有に持っている特性 (社会的なヒエ

ラルヒー構造や組織内における合意形成の手順、アクター間のソーシャル・ネットワークなど）や組織が機動するのに適した規模などを考慮に入れる必要があり、それなしには組織の形成とその後の組織の管理運営が覚束かないということである。もう1つは組織に内在している諸機能を発揮して組織自体と地域の農業・農村が発展していくためには、組織を構成しそれを動かすアクターの資質の向上（Capacity Building）が伴わなければならないということである。この2種のBuildingは経済開発を前進させる要諦として以前からつとに強調されていたことであるが、農業協同組合や農民組織ではとくに重要であることが改めて確認された。良い点も悪い点も含めてわが国の経験を教訓として途上国に活かしていく場合には、それぞれの国や組織のあり様や発展過程という文脈に照らして組み替えていくことが必要であろう。

2. 農業協同組合の役割と機能

そこで、改めて農業・農村の発展に果たす農業協同組合の役割と機能について言及しておくことにしよう。

農業協同組合の役割として、おおよそ6つの点を挙げることができる。①農産物の集出荷と共同販売、②農業投入財の共同一括購入、③組合員による施設や機械の共同利用、④組合員に対する融資や保険のサービス供与、⑤組合員に対する営農指導、⑥組合員に対する生活改善、がそれである。これらの役割に対する組合員のニーズの大きさやプライオリティは、与えられた農業・農村の発展段階なり社会経済的な諸条件の違いによって異なってくるし、あるいは農業協同組合の取り組み姿勢は組織を構成するメンバーの意欲や向上心

に左右されるであろう。とくに農業発展のための不利性を抱え、農村の生活インフラが整わず相対的に落後性を抱いている地域では、農民組織の結束力・凝集力が高く、農業協同組合への取り組み姿勢が積極的である。

例えば、かつての北海道十勝地方の士幌は、気候や土壌、水資源などの自然条件に恵まれずに冷害と不作を繰り返し、また市場へも遠隔で道路や輸送手段などの条件も整わないため販売にも大変苦勞し、農民とその家族の生活は凄惨を極めたと伝えられている²⁾。この苦境を打開する糸口となったのが、志の高い少数の青年の強力なリーダーシップによる農業協同組合の設立と、それをベースとしたその後の積極的な経済活動の展開である。水利や道路など農業インフラの整備を前提として、圃場整備、新しい技術の導入（土づくり、新作物の導入、有畜農業、輪作体系の確立など）および農民への指導と普及、収穫物の集出荷体制の確立、加工施設や貯蔵施設の設置、販路の開拓と市場への売り込み活動などを通し、士幌の農業は大きな成長と発展を遂げていった。もちろん外部からアドバイザーや技術者を招いて助言を仰ぎ、政府・自治体から低利の資金供給を受け、民間から性能に優れた施設や機械を買い求めたことも、農業の発展におおいに寄与したことであろう。とはいえ、最も重要なポイントは、苦境を脱するためには「協同の力」による農民の結束以外に打開策はないという判断に基づく農民の持つエネルギーの凝縮である。そのエネルギーが束になって農業協同組合がより強固なものとなり、上述した役割を十全に果たしていったといえる。結果として農業は飛躍的な発展を遂げ、農村ははるかに豊かになった。

もう1つの例を挙げてみよう。戦後10年

の間に貧困村を農業協同組合の興隆で起ち上がらせた鹿児島県旧佐志村の事例である³⁾。旧佐志村は、狭隘で地味の痩せた農地に対し過剰な人口を抱え、農村貧困の下方スパイラルに直面しているイモとムギの生産を中心とした生存農業の上にあった。ここでも強力な個性を持った地域のリーダーが農業協同組合を起ち上げ、県などからの助成金を得てさまざまな事業に着手していった。デンプン工場の設置、経済作物の導入、乳牛の飼養と牛乳の販売、養蚕の振興などであり、農業協同組合が組合員に対して営農指導、営農資金の貸出などを行う一方で、収穫物の共同出荷と共同販売、貯蔵管理および農産物加工などを手掛けた。また、売り上げは共同計算して組合員に分配され、余剰資金は組合の口座に預けられて組合活動の原資となった。ここで特筆すべきことは、その原資の一部を農村の有能な青年に供与し、先進農業地へ派遣して新しい技術習得のための研修機会に充てたことである。若い人材の育成は地域発展のための先行投資としてきわめて意義深いものであった。貧困脱出を目指して地域リーダーの主導の下、農民が農業協同組合を中核として結束力を強め、若い人材の育成に深い理解があったということであろう。

いずれの事例にしても、農業振興のために強力な地域リーダーが農業協同組合の設置と運営に奔走し、事業をさまざまに展開して貧困からの脱出を目指したといえよう。もとより組合の基底をなす農民組織の結束力が不在であれば、目標の設定と目標達成のための組合の機能と役割との間がたとえ机上で線として結ばれたとしても、農業の発展と農村の貧困脱出には至らなかったといえるであろう。実際のところ、農民組織の結束力の上に農業

協同組合が設置・運営され、組合の持つ機能が実質化して初めてその役割が果たされることになる。

それではその機能とは何か。機能とは、役割が発現するための「仕組み」や「仕掛け」あるいは「働き」とか「働きかけ」といってよかろう。前述した農業協同組合の有する6つの役割が果たされるためには機能が発揮されなければならない。例えば、農産物の共同出荷・共同販売の実現のためには、農業協同組合の中に組織として共同出荷するための規則と遵守事項が存在し、組合員は収穫した農産物を組合で定められた種々の規格に従って仕分けし集荷することが求められる。そして長年の努力によって培われた農業協同組合の名を冠したブランドという商品価値、市場の信頼により共同販売が可能となるのである。ここに商品販売という機能が生じる。

農業協同組合にこうした機能が発揮されるためには、自分が組合のメンバーという強い自覚と自分の働きいかんによって組合の発展に寄与することもあれば足を引っ張ることもあるという、いわば「自分は皆のために、みんなは自分のために」という協同意識や連帯意識が組織の底流に共有化されていることが前提となる。

これらの意識が醸成される潜在的な土壤が、農村の集落単位に根づいている共同体であり、共同体に内在している相互扶助や相互監視のシステムが農民組織の結束力の形成に大きく関与しているといえよう。

3. 農民組織に結束力があるか

それでは、現在の途上国においてわが国にかつて存在したような農民組織の結束力が存在するといえるであろうか。あるいは少なく

とも農民にその存在の前提となるだけの協同意識や連帯意識があるといえるかどうか。そこに農業協同組合が発展し役割と機能を発揮する力量の重要なカギが隠されているように考えられる。

一概に結論を引き出すことは難しいが、筆者が知る限り農民組織の結束力は脆弱なように感じられる。確かに、田中論文で示されるブラジルの家族農場や間瀬論文が記すコスタリカの小規模農場に見られるように相互扶助的な共同体をベースにして農業協同組合がその機能を発揮している事例が無いわけではないが、実態はカンボジアを事例にした伊藤論文が示すように農民組織としての素地が途上国ではもともと薄いのではなからうか。それにはさまざまな理由が考えられる。

第1に、共同体が存在するとしても、それは生活のセキュリティ確保をベースとする限りでの共同体であり、農業活動基盤としての共同体の意味合いは乏しいということである。そのことはまた、営農システムのあり方によっても大きく異なる。水利の共同管理を必要とする水稲作ではともかく、畑作では農民個人の有する人的ネットワーク（家族や親戚など）に依存して農地など生産資源の利用や営農資金などを融通し合うことはあっても、収穫物の販売まで含めて共同体をベースとした農民組織の形成にはモチベーションが起こりにくい。

第2に、このモチベーションとも関わって即時性のある経済効果が認知できる限りでは、少人数の農民によるグループ形成の可能性が相対的に高くなる傾向があるということである。例えば、野菜などの農産物を対象とした企業と農民グループの間での契約栽培などがそうである。伊藤論文の中で「利益を得

ることに焦点を当てた小規模グループを目指し、実際に利益を得られるようになったことこそが、現在でもグループとして機能している大きな要因である」と記されているが、まさしくその通りであろう。逆にいえば、目に見える経済効果といったメリットが認知できなくなれば、農民グループの解体が一挙に早まる。

第3に、集落をベースとした共同体の中にソーシャル・キャピタル（成員相互の尊敬と信頼、社会的ヒエラルヒーと忠誠心、社会的規範の確立と規則の遵守など）が十分に形成されていないということである。農民組織の母体となる集落ベースの共同体に社会的な求心力が働かなければ、経済的メリットを共有して結びつくはずの組織形成には程遠いであろう。これとは別に個人が持つソーシャル・ネットワーク（ほかの利益集団との結合など）は個人の中に埋没して秘匿されがちになり、組織の形成に活かされることがないことがしばしば起こる。

こういった理由により、リジットな農民組織を形成する素地が乏しいといえる。たとえ農業協同組合が設置されても、緩やかな農民組織の結束力ゆえに経済的インセンティブの程度いかんによって組合員農民の間で離合集散が激しく、その持続的な運営は極めて難しい。運営にはそれ相応の組織管理能力と運営資金としての財源が必要になる。組織運営上のこうした能力と条件が不足しているとなれば、その面からも農業協同組合の存続が難しくなる。また安部論文の中で、農業協同組合には「チームワークの大切さや時間厳守などの精神的な価値観を学ぶことも必要」と記されているが、そういう個人的資質の向上を伴うことが組合の存続発展には必要不可欠な条

件であると考えられる。

わが国の農業協同組合は、農村で長い間に培われ域内に深く内在しているソーシャル・キャピタルやソーシャル・ネットワークの上に立ってわが国独自の発展を遂げてきた。したがって、わが国にはわが国なりの農業協同組合の発展過程と独自の性格を有するがゆえに、その直接的な制度の移転はほとんど意味をなさない。それぞれの置かれている国の農村社会の特質と農民組織の結束力の程度に適合させながら、農業協同組合の制度設計と運営が図られなければならない。原田・小林論文が述べるように、「自ら考え立ち上がる農業者組織が求められている」のであり、農民組織の結束力・凝集力をしっかり見据えた上で、農業協同組合の自立性を高めるための国際協力が求められているのである。

4. 農業協同組合はどうあるべきか

農民組織の結合力の存在の上に農業協同組合が成り立つとしても、農民組織というベースがそもそも脆弱なのであれば、いつまでたっても農業協同組合がソリッドな形で成立せず、その役割や機能を果たせないかもしれない。

そうなれば、気の合う小規模なグループで可能な役割と機能を果たせる組合を形成し、地道にやっていくしかない。そこでよい結果が生じれば可能な範囲で役割と機能を少しずつ広げ、またその成功が他のグループによる組合の形成を促すことにつながるかもしれない。その役割や機能は、グループ農民のプライオリティと熱意によってさまざまであろう。資金の貸し付けもあれば、農産物の共同集出荷が先であるかもしれない。要は、少ない原資や人数であっても比較的即時性と即効

性のある機能と役割が見出されれば、いかに小さい農業協同組合であってもそれに対する信頼が醸成され、その役割の認識が高まる可能性が高いということである。少なくともわが国農業協同組合のような多目的・多機能な組織を形成する必要はない。農業の発展と農村の安定にとって農業協同組合が必要不可欠な存在という意識が農民の間で覚醒され、それに対する「気づき」が生じていけば、大きな一歩を踏み出したといえるであろう。

しかしながら、このグローバルな時代にあつて、一途に農業協同組合の形成だけを声高に唱える必要もなかろう。前述したように企業との契約栽培や大規模プランテーション農場で働く中で、農民が何らかの形でグループを形成し、企業から発せられる業務仕様書の受け皿としてグループが機能する必要に迫られる。農民グループが強化され交渉力がついていけば、企業とのイコール・パートナーとなっていく可能性も開けてくる。その過程で農業協同組合といった強固な組織が形成されていくかもしれない。

あるいは農業協同組合の形成を、農民組織をベースとした農民主体によるものとか政府によるトップダウンの指導で行うということではなく、農業協同組合が本来持つ機能と役割を国内外の NGO や民間サービス企業に任せるという方法もある。その発展した形態として農業協同組合が誕生していくかもしれないし、既存の農業協同組合がそれらと併存しながら相互に刺激し合いあるいは相互に誘発し合いながら発展していくかもしれない。

ともかくも、それぞれの途上国の農村において、与えられた発展段階や社会経済的諸条件に最も適した方法であれば、組織の形態が小規模な農民グループであろうと、NGO や

民間企業に包摂された農民組織であろうとあるいは農業協同組合であろうと、それはまったく無差別であろう。

重要なことは、農業協同組合の設置がその理念を前提として組織を立ち上げる形式知ではなく、農民の態度や既存の農民組織、農民グループの性格と動向を踏まえた上での経験知から、はじめて農業協同組合としての効力が発揮していくということである。制度設計の難しい所以でもある。

注と参考文献：

- 1) 2012年国際協同年公式ホームページ(www.iyc2012japan.coop/) (2012年8月21日アクセス)
- 2) 士幌の農業と農業協同組合の歴史的関係については、2009年8月に帯広市で開催されたアジア太平洋農環境教育学会(APEAEN)国際大会が終了したのちに士幌を訪ね、往時を知る士幌町農業協同組合に勤務されていた方からの聞き取りに基づいている。
- 3) 詳しくは、板垣啓四郎(2008)「戦後農村の復興に果たした農協の役割－鹿児島県北西部の農村を事例にして－」、水野正己・佐藤寛編『開発と農村－農村開発論再考－』日本貿易振興機構アジア経済研究所、研究双書 No.569、を参考にせよ。

(東京農業大学国際食料情報学部教授)



カンボジアにおける農民の組織化に向けた課題 - 酒造グループ形成の事例から -

伊藤 香純

はじめに

農業協同組合を始めとする農民のグループ化または組織化は、開発途上国における農業・農村開発の取り組みにおいて、貧困削減や生計向上を目指す手段として多くの国で導入されている。カンボジアにおいても、1991年のパリ和平協定の調印および1993年の統一選挙の実施以降、主に国際機関やNGOsによる農民のグループ化・組織化の試みが実施されてきた。しかし、ポルポト政権下においてグループ・組織が強制的集団耕作の枠組みや、相互監視、密告、虐殺等の手段として用いられたことから、現在でもグループ・組織に対する不信感を払拭しきれない農民が多く、実社会において機能し得る農民グループ・組織の形成は、困難を極めている。本稿では、まずカンボジアにおける農民グループ・組織の歴史と現状を整理する。その上で、名古屋大学農学国際教育協力センター（以下「農国センター」とする）が2007年より取り組んでいるコメを原料とした伝統的な米蒸留酒（以下、「米焼酎」とする）の品質向上と付加価値化販売における酒造農家のグループ化・組織化の方針・プロセス・現状について事例

報告するとともに、カンボジアにおけるグループ化・組織化に関する今後の展望について考察する。

1. カンボジアにおける農民グループの歴史と現状

1) 復興期以前の農民グループ

ポルポト政権（1975 - 1979年）以前のカンボジアの農民組織に関する記録は限られているが、1960年代には農業活動を共に実施するAgricultural Cooperativesと呼ばれる枠組みが導入されていたといわれている（Chandler 2007）。しかし、当時の農民グループ・組織制度における具体的な機能やメカニズムについては不明な点も多く、導入された制度が農村に浸透・機能していたかは定かではない。東南アジアの農村は二者間関係を中心に構成される（中根1987）緩やかな社会構造（Embree1969）であるといわれている。また、カンボジアにおける既存研究の結果からも、同国が世帯を中心とした社会であり、農村地域は脆弱な地域的結合にて成り立っていることが示されている（谷川1989）。したがって、カンボジアにおいて、農作業を共同で実施する慣習はあったと考えられるが、一定の世帯がグループ・組織を形成し、役割分担に基づいた多様な活動を共に実施するような形態であったとは考えにくい。ポルポト政権下において農民は、男女や年齢別の

ITO Kasumi : Challenges for Organizing Farmers Group in Cambodia : from an Experience of Rice Liquor Group Formation

グループごとに強制的な集団耕作に従事させられた。農業活動のみならず食事などの生活活動もグループで共にすることが強いられることから、グループが互いを監視・密告する機能を持ち合わせていた。この経験が、同国のソーシャルキャピタルの崩壊、ひいてはグループ活動に対する恐怖感や不信感の根底にあると考えられている。

ポルボト政権崩壊後の人民革命党政権は、農民を班単位に組織化して共同耕作に従事させるクロムサマキ・ボンコーボンカウンプル（生産増大団結班：以下「クロムサマキ」とする）を中心とした農業政策を取った。クロムサマキは10世帯前後で1つの班が構成され、割り振られた農地で共同労働・管理を行い、得た収穫物は労働供出量に従って班内の世帯に分配された。この政策は、土地の私的所有権が認められるようになる1989年までの10年間続いたが、実際に共同耕作が継続的に実施された地域はわずかであり、多くの地域では1980年代前半には農地分配を行い、世帯単位での農業に移行したと考えられている（天川1997）。世帯単位での農作業における労働不足は、農作業の内容に応じて各世帯が信頼する世帯との間で交換労働を実施することで補っており、この方法は現在も農村で見られている。

2) 復興期以降の農民グループ・組織

1990年代の復興期には、多くの国際機関やNGOsが、農村地域の貧困削減や生計向

上を遂げるための一手段として農民のグループ化・組織化に着手してきた。農業・農村開発に関連する法制度に基づいた公式なグループ・組織としては、農林水産省が所管するAgricultural Cooperatives (AC)、同省森林局が所管するCommunity Forestry Community (CFC)、同省水産局が推進するCommunity Fisheries (CF)の3種が存在する。ACsは「分担金を出したメンバーによって民主的に運営される営利団体」(MAFF 2001)、CFCは、「森林法に基づいて設定された共有林内の持続可能な資源管理による資源利用と開発活動を実施するグループ」(FA 2006)、CFは「持続可能な魚資源の管理による生活水準の向上を図り、社会の向上や貧困削減に貢献する活動を実施するグループ」(MAFF 2005ab)と、それぞれ定義されている。この他にも農業関係のグループとして、内務省が所管するFarmers Associations (FAs)や、水資源気象省が所管する水管理組合であるFarmer Water User Communitiesがあり、上述した3種と併せて農林水産関係では5種の法に基づく公式なグループが存在している¹。

中でも、農業活動に焦点を当てたグループとしては、ACsとFAsの2つが主要なグループといえる。農林水産省が所管するACsは、各州の農業局職員によって推進されているため、州農業局職員の支援を得たグループはACsとして、国内外のNGOsの支援を得たグループは、NGOsを所管している内務省の枠組みであるFAsとして登録される傾向にある。なお、FAsを所管する内務省は、農業分野以外の活動を実施している団体を含む、国内を拠点とする全てのNGOsや各種団体を所管しており、主に農業活動に焦点を

¹ Farmers Associationsを定義するLaw on Associations and Non-governmental Organization、Farmer Water User Communitiesを定義するSub-decree on Farmer Water User Communitiesは、法案の段階で可決に至っていない。しかし、実際にはグループの設立・登録が行われている。

当てているグループとして FAs 以外にも、farmer groups、farmers communities、farmers federations など多様な名称のグループが登録されている (Nou 2006)。さらには、女性が抱える問題に取り組む Women's Group、金融関係の活動を行う Saving group、精米業者で作る Rice Miller's Association 等を始めとして、国際機関や NGOs 等が農業分野に限らず支援活動の内容に応じて独自に命名・設立している多種多様なグループが存在している。

このように様々な形態の農民グループが存在する中、政府機関や NGOs の主導によって設立されたものの、機能していないグループも多く、メンバーに登録されている農民がメンバーである事実を理解していないことも多々ある (Ito and Mitsugi 2010)。このことから、多くの開発途上国における経験と同様に、継続的に機能するグループを形成・組織するためには、当事者である農民がグループ化や組織化の目的・メリット・利益等を十分に理解した上で、主導権を持って進めない限り、形だけのグループになってしまう可能性が高いと考えられる。一方で、作業内容に応じて共同世帯を選択して労働交換を行う緩やかな関係は、ポルポト政権期以外は常にみられていることから、農民にとって最も馴染みのある心地よい関係であると考えられる。

2. カンボジアにおける事業の概要

1) 事業の背景

近年のカンボジアは目覚ましい経済成長を見せており、一人当たり GDP は 2005 年の USD454.59 から 2011 年の USD 813.80 へと飛躍している (IMF 2010)。しかし、インドシナ諸国の中ではミャンマーに次いで貧しく、国連が定める後発開発途上国の 1 つとさ

れている (UNCDP 2010)。とくに、人口の約 8 割を占める農村部住民の貧困は深刻な状態にあり、農業活動を通じた農民の所得向上は緊急課題である。その手段の一つとして期待されているのが、農産物加工産業の振興である。

カンボジアの食糧生産は質・量ともに低水準ではあるものの自給が達成されており、肉・野菜の需要増加による農業の多様化が始まる段階に達しつつある。近年、首都プノンペンでは、中高所得層をターゲットとしたスーパーマーケットの進出が著しく、経済成長や女性の社会進出に伴い、手軽に利用でき保存が効く加工食品へのニーズが高くなりつつある。ところが、加工技術を含むカンボジアの伝統文化・技術の多くは、1970 年代のポルポト政権下におけるジェノサイドと社会崩壊によって壊滅的な状態となってしまった。ドライフルーツや漬物など、保存目的の伝統的な加工技術すら消失した農村地域では、収穫期の食糧過多と乾期の食糧不足を引き起こし、首都圏では販売・消費されている加工品のほとんどを、タイ、ベトナム、中国などの近隣諸国からの輸入に依存している。その一方で、米、コーヒー、カシューナッツ、キャッサバを始めとする多くの農産物が未加工のまま安価で近隣諸国に流出し、付加価値が付与された加工品として逆輸入されている。また、魚のすり身、ハム、ソーセージ、缶詰といった日常的に消費されている加工食品のほとんどが、原材料の国内調達が可能であるにもかかわらず輸入に依存せざるを得ない状況にある。したがって、農産物加工産業の発展は、付加価値販売による農家の貧困削減、生計向上、現金収入源の多様化のみならず、国家の経済開発にも貢献する可能性が高いと考

えられており、2007年の国家開発計画においても付加価値農業や農産物加工業の発展が優先課題の1つとして位置付けられている。

2) カンボジアの農産物加工産業の実態

名古屋大学農国センターは、カンボジア唯一の農業大学である王立農業大学（Royal University of Agriculture Cambodia：以下RUA）と協力し、同国の農産物加工産業振興に関する基礎研究と実践研究に取り組んでいる。農産物加工業の実態を把握するため、2007年に首都プノンペン近郊の4州（カン

ダール州、コンボンチャム州、タケオ州、コンボンスピー州）における農村調査を実施した。その結果、野菜の漬物、米菓子、竹や籐の手工芸品、炭などの農産物加工品の製造は農家の収入に貢献していたものの、伝統的な農産物加工品である米焼酎の製造農家のみが薄利または赤字経営に陥っており、酒粕を餌とする養豚との組み合わせ（図1）によって辛うじて利益を得ていることが明らかとなった（松本2007、矢倉2010）。そこで、米焼酎の生産が盛んなタケオ州の2郡（図2、図3）

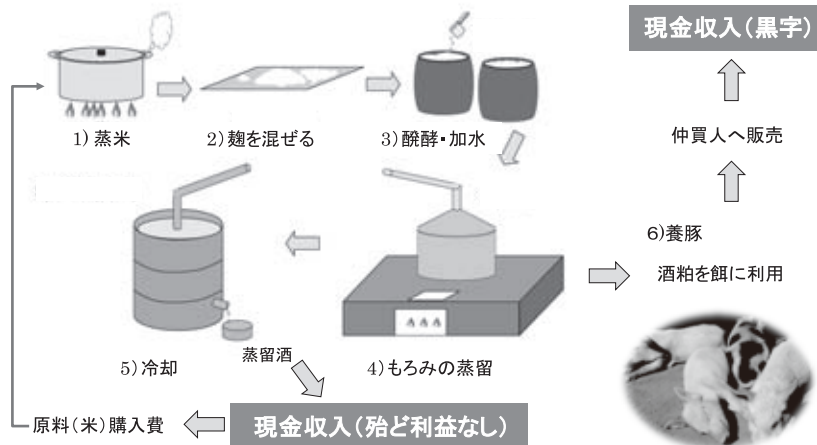


図1 米蒸留酒の製造工程と養豚



図2 事業の対象地域（タケオ州）

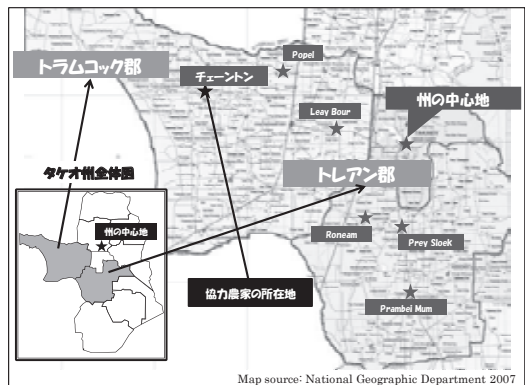


図3 事業対象地域の概要
（タケオ州2郡6コミュニティ）

において全酒造農家 166 世帯に対して製造・経営状況に関する詳細な調査を 2008 年に実施した結果、低生産性、低品質（泥臭、濁り）、低販売価格が主要因であることが明らかとなった（浜野 2009）。さらに同年に、首都プノンペンにおける米焼酎の消費動向調査の結果、米焼酎が現在でも冠婚葬祭に用いられており、長期にわたる内戦を経てもなお人々の生活に浸透している重要な伝統的農産物加工品であること、その一方で高品質・安全性という市場ニーズに対応できていないことが明らかとなった（松本・伊藤 2009）。

このように、社会的・文化的に高い価値を有しているにもかかわらず消滅の危機に瀕している伝統的な加工品を伝統産業として復興させ、後世に継承していくことは、経済的かつ文化的に意義深い。また、このような活動を低品質・低価格ゆえに経営難や消滅の危機に陥っているその他の伝統的な農産物加工品への応用も可能となる。そこで、カンボジアにおける農産物加工産業振興の事例として米焼酎を取り上げ、品質向上、市場ニーズに合致した商品化や高付加価値販売による酒造農家の生計向上に取り組むこととした。

3) 米焼酎の品質向上に向けた技術協力²

上述したカンボジアの状況から、本事業における伝統的な農産物加工品である米焼酎の品質向上は、日本を始めとする外部から新たな技術や製法を持ち込むのではなく、失われ

たカンボジア本来の製法を見出して用いることを最優先にすることとした。酒造農家の全数調査を実施したタケオ州の 2 郡において、協力農家を 1 世帯選び、低生産性・低品質の原因を把握し、解決方法の提案と試行を繰り返した。最初に農国センターと RUA スタッフに日本人の醸造専門家を加えたプロジェクトチームを結成し、協力農家と米焼酎の製造を毎日一緒に実施することで、全ての製造工程をチェックし、低生産性と低品質の原因を探った。その結果、主に衛生面と原材料の使用量に関する管理工程の一部消失にとともに、雑菌の混入による発酵の失敗や酸臭、池の水を利用することによる泥臭、蒸留時の焦げによる着色等が起きていることが明らかとなった。次に、このような低生産性・低品質に直結する問題を発生させないために、「本来どのような工程や技術があったはずなのか」に焦点を当て、米焼酎の伝統的な製造工程・技術を見いだしていった。さらに、見出した様々な工程や技法を、実際に問題が発生しなくなるまで繰り返し試行した。約 2 ヶ月間、協力農家と毎日このような試験製造を繰り返すことで、製造の失敗回数の減少や良い発酵による生産性の向上と、低品質と認識される酸臭・泥臭・着色のない米焼酎を製造することが可能になり、そのための工程・技術が確立された。このようにして品質を向上させた米焼酎をガラスボトルに詰めた試販売品を作り、首都プノンペンにおいて試飲会とアンケート調査を繰り返した結果、味に対する高い評価が得られた。また、混入物を防ぐ密封ボトルによる販売であれば、農村の 10 倍以上の価格での販売が期待できる可能性が見出された（松本・伊藤 2009、黒田・伊藤 2011）。さらに、協力農家が製造する米焼酎

²この技術協力は、文部科学省科学研究費補助金「カンボジアにおける市場ニーズにあった農産物加工産業振興による農村開発モデルの構築（2008～2010 年、代表者：松本哲男）および同省国際協力イニシアティブ事業教育拠点形成事業「開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業振興モデルの構築」（2008 年度、2009 年度、2010 年度）の一貫として実施した。

は近隣地域においても口コミで評判になり、生産量の増加や新たな顧客の創出から、酒造による利益が増大した。

3. 酒造グループの組織化

1) グループ化の目的と方針

米焼酎に高品質という付加価値を付けて首都圏で販売するためには、原材料となる高品質な米焼酎の製造量と品質の安定的な確保が必須である。一軒の酒造農家が1日に製造する米焼酎は30リットル程度であることから、複数農家が高品質の米蒸留酒を製造できるようにならなければならない。そこで、高品質の米焼酎を製造するために厳守すべき点をまとめた技術ガイドラインを作成し、協力農家の周辺にある数件の酒造農家への普及と高品質米焼酎の製造量確保を目指した酒造グループの形成を試みた。

カンボジアにおいて、グループ化・組織化に対する農民の不信感が払拭しきれていないこと、そのために継続的に機能するグループ化・組織化が非常に困難な状況であることを考慮し、5世帯程度の小規模のグループ化を目指した。カンボジアでは多くの国際機関やNGOsが日本やヨーロッパ諸国における農業協同組合の経験や他の途上国への導入経験等に基づいて、金融機能、共同購入・販売などを含む多目的・多機能なグループ化・組織化に取り組んでいる。しかしメンバーの継続的な活動が実施されるのは、確実に利益が得られる活動に限られる傾向がみられる。さらに、目的別に異なる世帯を選定して共同作業を実施する形態が古くから実施され、定着していることも既存の研究によって示されている。したがって、目的と利益が明確かつ確実であることがカンボジアの農村におけるグループ

形成の鍵であると考え、本事業では対象を酒造農家だけに絞るとともに、メンバーとなる酒造農家の品質向上、向上した品質の維持、付加価値販売による増収の3点を目的としたシンプルなグループ化を目指すこととした。

2) グループの形成プロセス

協力農家との試行錯誤の結果見出した高品質な米焼酎を製造するためのノウハウを他の酒造農家に普及するにあたり、2009年6月に協力農家との話し合いを行った。品質向上のノウハウを他の酒造農家に普及しない約束をしていたわけではないが、協力農家自身が汗を流して得たノウハウでもあるため、確認の意味も含めたプロセスとして実施した。まず協力農家に対して、グループ化と技術普及の必要性・メリットを説明し、協力を要請したが、同意は得られなかった。そこで協力農家の親族世帯のみでグループを作ることを提案した。協力農家の親族は、両親と兄弟のそれぞれが別個に酒造りをしており、これまで本事業の技術協力の取り組みについても熟知していた。しかし、この提案に対しても、協力農家は首を縦に振らなかった。

この回答を受けて、プロジェクトチームで話し合いを行ったところ、本事業による技術協力が始まってから、協力農家と他の親族世帯との間に当初は見られなかったごちなさが生じていたことが明らかとなった。つまり、協力農家1世帯に対する技術協力をを行った結果、同世帯のみが経済的な利益を得るようになったことで、親族関係に負の変化が生じ始めていたと考えられる。このような現状を踏まえて、改めて協力農家に対してグループ化によって同世帯に不利益は生じないこと、メンバーが親族であれば問題が生じにくいであろうこと等について根気よく説明を行い、よ

うやく消極的ながらも親族世帯に対する技術普及への承諾が得られた。

3) グループ化と活動の開始

協力農家に親族である3世帯の酒造農家の計4世帯に対し、これまでの取り組みの経緯、高品質米焼酎の生産とグループ形成の意義、高品質米焼酎を製造するための製造工程・技術の概要、品質管理の重要性、技術ガイドラインの順守を条件としたメンバー世帯への平等な技術指導の実施、各世帯が製造する米焼酎の品質が一定基準を満たした場合には首都圏向け商品の原材料として仲買人よりも高価格にて購入すること、ガイドラインに反した場合のグループからの除籍について説明した。一連の説明が終了したのは、夜21時に近かった。この説明の後、4世帯のみでグループ形成に関する話し合いが行われ、翌日には全農家がグループに加わることを表明したため、4軒からなる生産者グループを発足させた。親族3世帯中2世帯は、協力農家と同じ屋敷地内に住居を構え、以前より酒造を営んでいる。もう1世帯は同地域で10年前に先駆的に酒造を始め、協力農家の親族世帯が酒造を始める際に技術指導を行った経験があるが、その後体調を壊して酒造りを中断していた。しかし、酒の品質向上と収入の向上を目指す本事業の取り組みを知り、酒造りを再開する意欲を高めた。

4) 酒造グループの成果

酒造技術ガイドラインを作成し、これに沿った生産を進めることで、メンバーが製造する米焼酎の品質保持を目指した。このガイド

ラインの遵守をグループの最重要規定とし、それに反する生産者はグループを脱会させることについて明確に規定し、再度念を押した。技術ガイドラインでは、協力農家における品質向上の実践結果に基づき、味と安全性に大きく影響する衛生環境と原材料使用量を管理するための工程を最低限厳守すべき項目とした。また、技術指導の際には、麴の仕込みやもろみの醗酵状況、温度管理の方法、酒の試飲など、グループの生産者同士がお互いの生産状況を観察し合う場を積極的に設けた。技術ガイドラインの導入が良い刺激となり、グループ化から2ヵ月後の2009年8月には、全てのメンバーが買い取り基準を満たす品質の米焼酎を製造できるようになった。この結果、生産量を大幅に増やすことが可能となり、プノンベン市場向けに販売する商品の原材料の購入を開始するに至った。購入時には、日本人の醸造専門家から訓練を受けたRUA教員が品質チェックを行い、試行期間として、基準を満たした製品約80ℓ/月/グループ³を、首都圏で販売する商品の原材料として仲買人よりも高値でプロジェクトが買い取ることとした。首都圏向けの商品化が実現した後は、買取量を200ℓ/月/グループに増やした(図4、図5)。これらの焼酎は品質を厳密に検査した後、味をまろやかにするために、RUAに設置した貯蔵庫にて一定期間熟成させている。また、農家からの搬入と貯蔵はRUAのスタッフが実施しており、プロジェクトが買取らない米焼酎は、各酒造世帯の裁量で価格設定を行い、これまで通り仲買人や顧客に対する販売を地元で行っている。

4. グループ化の課題

本事業では、高品質な米焼酎の生産と付加価値販売を目的とした酒造農家のグループ化

³ 1世帯の製造量が約30ℓ/日(25%)である。買い取り分は、製造量全体のわずかであり、約2.5日分/世帯である。

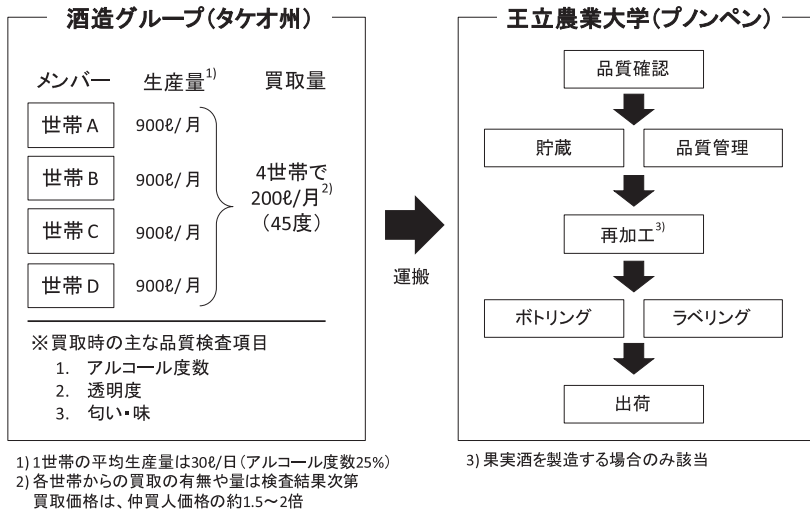


図 4 高品質米焼酎の買い取りと商品製造・出荷



図 5 首都圏向け商品：
Sraa Takeo (スラ・タケオ)

に取り組み、少なくともグループ化の目的とした「高品質な米焼酎の生産量確保、一定品質の保持」が継続的に機能しているが、残された課題も多い。

ポルポト時代の虐殺による影響で、カンボジアにおける組織化は容易ではないことは先に述べた。本事例における技術普及・グループ化の提案に対する協力農家の反応から、親

類以外のメンバーでグループを作ることは困難であると判断した。協力農家は、組織化に対する拒否感とともに、親族世帯といえども自らに利益をもたらしている技術の共有により利益・メリットの独占が失われることに対する強い恐怖心から、技術普及への同意を拒んだ。これは、開発途上国では極めて一般的な現象である。本事業では、活動の開始当初からグループ化を念頭に置いていたわけではないが、グループ化を前提とした活動を実施する際には、活動当初から各世帯の関係に配慮することが求められる。

本事業にて実施したグループ化は、現在においても機能しているが、親族間であっても自発的に麴の仕込みやもろみの醗酵状況、温度管理の方法、できた酒の試飲など、生産者同士がお互いの生産状況を観察し、認識し合うことは稀であり、グループ化の当初は、プロジェクトチームからの積極的な働きかけが必要であった。ガイドラインの導入により、互いの情報を共有することが良い刺激とな

り、技術の改善と品質向上を推し進めたと考えられるが、互いを高め合うような協力関係に発展させるための道のりは遠い。作業管理や酒の品質を評価し合えるような関係を築くことが理想ではあるが、カンボジアの農村においてそれが可能か否かを見極めた上で進める必要がある。難しい場合にはカンボジアに適した方法を見いだすべきであると考ええる。

一方、この親族関係がネガティブに働くケースも認められた。例えば、日々の作業の中で、麴・もろみの醗酵状況の観察や温度計測、容器・シートの洗浄・乾燥など徹底されないことがある。その現状を、それぞれの生産者が理解していながら、指摘・改善し合うという意識よりも、許容しつつお互いに干渉し合わない意識が働くことが認められた。酒造グループとして、安定した品質や安全性が保持されなければ、市場の開拓どころか市場を失うという危機感を持てるような普及指導も必要である。

酒造産業を伝統産業として復興・振興を目指すためには、血縁関係のみの組織化では、これ以上の規模の拡大は望めず、他地域での汎用性にも限界がある。今後、他の対象地域で普及を行う際には、地縁関係を基にした組織作りを進めていく必要がある。他地域への拡大の方針として、現グループとは全く関係のない地域を選び、高品質米焼酎のサンプルとガイドラインを提示して、希望者を集め、指導を開始している⁴。

おわりに

カンボジアにおける農民グループ化の展望と課題

農民のグループ化・組織化は、農業・農村開発に関わる多くの協力プロジェクトの中に組み込まれてきた。その多くは、日本やヨーロッパ諸国を始めとする先進国や近隣の開発途上国における農業協同組合の歴史、経験、教訓、グットプラクティスを基盤として実施されている。しかし、各国における適切なグループ・組織の形態や必要な機能は異なっており、他国の経験をそのまま導入することが不可能であることはいうまでもない。既存の研究からも、カンボジアが他の東南アジア諸国と同様に世帯を基軸とした二者間関係を中心に構成された非常に緩やかな社会構造を持ち、その中で生活活動の内容に応じて異なる世帯と共同活動を行う傾向がみられている。本稿で示した事例においても、活動目的を酒造から利益を得ることに焦点を当てた小規模なグループ化を目指し、実際に利益が得られるようになったことこそが、現在でもグループとしての機能している大きな要因であると考えられる。このことから、多目的・多機能な大規模グループの形成よりも、むしろ活動内容・目的に応じて異なる小規模グループを形成し、確実に目的を達成して利益・メリットを得られる形態の方が、カンボジアの農村における慣習に合致し、実際に機能するグループ化を導きやすい可能性が示唆される。技術協力において、一国の経験やグットプラクティスが他の国にそのまま用いることができないのと同様に、農業協同組合または農民のグループ化・組織化においても、カンボジアの農村・農民の慣習に合わせ、固定概念や経

⁴他地域への技術普及は、2010年12月よりJICA草の根技術協力事業によってタケオ州にて実施されている。

験に囚われ過ぎないグループ化・組織化を目指す、利益・メリットを得られるようにすることを最優先にすることが重要であると考えらる。

一国の法制度としては、各グループや組織にどのような権利を持たせるか、といった制度の詳細について吟味していく必要がある。しかし、他国の経験や机上の議論に基づいた制度設計で固めてしまうのではなく、現場で実践されている多くのグループ化・組織化の取り組みからの経験・教訓こそを活かし、カンボジアの文化・風習・慣行に適した制度を築いていくことで、同国において最も適切なグループ化・組織化の姿が見えてくるのではないだろうか。

参考文献

- 1) 天川直子 1997、1980年代のカンボジアにおける家族農業の創設 ―クロムサマキの役割―、アジア経済、38(11):25-49.
- 2) 天川直子 2001、カンボジアの復興・開発 天川直子編 日本貿易振興会 アジア経済研究所、288p.
- 3) 伊藤香純・松本哲男・山内 章・前多敬一郎・早川 茂・小川雅廣・浜野充・黒田孝・渡瀬友亮 2011、開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業振興モデルの構築とその普及 ―商品化と販売を通じた生産者の生計向上と農業大学における実践的な研究・教育体制の構築―、平成22年度文部科学省国際協力イニシアティブ 教育協力拠点形成事業 成果報告書
- 4) 黒田孝・伊藤香純・松本哲男 2011、カンボジアにおける米蒸留酒の販売戦略の策定 ―伝統的農産物加工品の付加価値販売による農家の生計向上に向けて― 日本地域開発学会 2011年春季大会講演集
- 5) 谷川茂 1998、カンボジア北西部の集落(1) ―北スラ・スラン集落における稲作農家の共同関係―、上智アジア学、Vol.16、上智大学アジア文化研究所
- 6) 谷川茂 1999、カンボジア都市周辺部の集落における共同関係 ―プレック・トアラ集落第9組を事例として―、商経論叢、34(4):231-264.
- 7) 中根千枝 1987、社会人類学―アジア諸社会の考察、東京大学出版会、324p.
- 8) 浜野充・伊藤香純・松本哲男 2009、カンボジアにおける米蒸留酒経営の現状と課題 日本国際地域開発学会 2009年度春季大会講演集
- 9) 松本哲男 2007、カンボジアの地域レベルにおける農産物加工産業振興とその人材育成教育のための調査研究、平成18年度文部科学省拠点システム構築事業 国際協力イニシアティブ成果報告書 18p.
- 10) 松本哲男・伊藤香純 2009、開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業振興モデルの構築とその普及、平成20年度文部科学省国際協力イニシアティブ教育協力拠点形成事業、142p.
- 11) 松本哲男・伊藤香純 2010、開発途上国における拠点大学を中心とした農産物加工産業振興モデルの構築とその普及：商品化に向けた生産農家のグループ化、品質管理、販路開拓のための生産量確保を目指して、平成21年度文部科学省国際協力イニシアティブ教育協力拠点形成事業、119p.
- 12) 矢倉研二郎・西村美彦・S. Keo・松本哲男 2010、カンボジア農村における農産物加工業の役割と問題点、開発学研究 20(3):1-8.
- 13) Chandler David: A History of Cambodia.

- Westview press 4th edition. 2007.
- 14) Embree F. John : Thailand- A Loosely Structured Social Systems. American Anthropologist New Series. 52 (2) : 181-193. Apr-Jun1950.
 - 15) Forestry Administration 2006, Guideline on Community Forestry and its Relevant Policies, Phnom Penh, Cambodia.
 - 16) Ito kasumi and Hiroto Mitsugi (2010). Challenges and Prospects of Community Forestry in Cambodia—From the Perspective of Foresters’ Performances in the Field—. Forum of International Development Studies, 39: 41-56.
 - 17) IMF 2010, World Economic Outlook 2010, International Monetary Fund, Washington D.C.
 - 18) UNCDF 2010, List of Least Developed Countries, United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Development Policy and Analysis Division, Committee for Development Policy (http://www.un.org/en/development/desa/policy/cdp/ldc/ldc_list.pdf)
 - 19) MAFF 2001, Royal Decree on the Establishment and Functioning of Agricultural Cooperative, Union of the Agricultural Cooperative and the Pre-Agricultural Cooperative, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Phnom Penh, Cambodia.
 - 20) MAFF 2005a, Sub-decree on Community Fisheries Management, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Phnom Penh, Cambodia.
 - 21) MAFF 2005b, Royal Decree on the Establishment of Community Fisheries (unofficial translation), Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Phnom Penh, Cambodia.
 - 22) MOI 2011, Draft Law on Local Association and Non-governmental Organizations (unofficial translation), Ministry of Interior, Phnom Penh, Cambodia.
 - 23) Nou Keosothea2006, Emerging Structures of Agricultural Cooperatives in Cambodia, Cambodia Development Review, 10 (1) : 9-12, Jan-Mar 2006, Phnom Penh, Cambodia.
- (名古屋大学農学国際教育協力研究センター准教授)



ブラジル農協の成り立ちから 活動内容の変遷・現状と展望

田 中 規 子

はじめに

2011年1月にブラジル国サンパウロ市で実施された第11回南米日系農協活性化セミナー¹において、前ブラジル農務大臣 Roberto Rodrigues (ロベルト・ロドリゲス) 教授²がブラジルは世界の食料、バイオ燃料の供給国として重要な位置にあり、さらには今後10年において農産物増産可能性が現在の40%増と経済協力開発機構(OECD)が試算したことを示し、世界で最も高い農業生産力を持つと述べた。

ブラジルの主な農産物および加工品は、表1にみるようにコーヒー、オレンジ、オレンジジュース、サトウ、肉牛、ダイズ、豚肉等でいずれも世界において生産、輸出両面において大きなシェアを占め、トウモロコシにおいては世界生産第3位、シェアは7.1%、ダイズ油は世界輸出の19.7%を占め、世界第2位、サトウキビを原料としたエタノールにお

いても世界第1位の生産国である。このようにブラジルは多品目にわたる農産物市場において、大きなシェアを占める食料生産、バイオ燃料大国である。

また、これら農業部門における農協セクターのシェアも高まっており、2006年センサスによると農協による農産物販売額に占める割合は50%に及ぶ。前述のロドリゲス前農務大臣は、こうしたブラジル農業の発展に日系農業者、日系農協の貢献は多大なものであると評価しており、第1に農協をブラジルに普及したこと、第2に野菜・果樹の新品種、技術を導入したこと、第3に日系農協がセラード開発に参加・貢献したことを挙げている。

一方アマゾン熱帯雨林、大西洋岸林³、Cerrado(セラード)等多様な森林資源を保有し、生物多様性においても世界有数の重要国である。先ごろリオデジャネイロで開催されたリオ+20でも開催国として注目を浴び、ブラジルの環境資源の保全と利用、開発に関心が集まっている。特に近年農業界、環境保護団体を巻き込み大きな議論になっている「改定森林法⁴」については、大規模農業者によって組織されるConfederação Nacional da Agricultura(ブラジル農業連合:CNA)と環境保護団体の意見がぶつかったが、大統領発表の暫定措置では農業者による土地所有に対し一定割合の森林保全の義務付けと罰則規定等が設定され、農業者に対し森林保全が

TANAKA Noriko: The Aspect of the Agricultural Cooperative in Brazil from the History to the Present Condition

¹ 国際協力機構(JICA)、農拓協、エックス都市研究所共催で、日本と南米日系農協間のアグリビジネス交流を促進することを目的に実施された。

² 現在 FGV(ゼットリオ・バルカス)大学アグリビジネス論教授。

³ マッタアトランチカと呼ばれる亜熱帯林。

⁴ 「改定森林法」の内容および主な変更点については FGV 出版、Agro Analysis6月号付録に詳しい。

表1 ブラジルの主な農産物の世界生産、世界輸出の位置 (2011年)

	世界生産		世界輸出	
	ランキング	シェア	ランキング	シェア
コーヒー	1位	40.0%	1位	31.9%
オレンジ/ オレンジジュース	1位	35.4%	1位	81.3%
砂糖	1位	23.8%	1位	46.0%
牛肉	2位	15.9%	2位	16.8%
大豆	2位	28.6%	1位	40.7%
豚肉	3位	3.2%	3位	8.9%

出典：Agro Analysis 2012年7月号、原資料 USDA

課されることになり、農協等農業団体もその対応を考えざるを得ない状況にある。

このようにブラジルは農業生産、輸出部門が成長し、世界の食料庫としての存在感を増す一方、環境面においても十分な配慮をする必要に迫られており、農業開発の課題は複雑化している。そしていずれにおいても協同組合セクターの担う役割が徐々に大きくなっている。さらには農村に滞留する貧困小農家の発展のために、協同組合の組織化が目標とされており、家族農業による協同組合への政策的支援も行われるようになってきている。このように、ブラジル農業の様々な課題に対し協同組合組織が求められている。

そこで本稿では、まずブラジル農業における日系農協の歴史過程を概観し、日系農協およびブラジル農協の現状を述べる。またブラジル農業の成長の影で課題として残されてきた農村に滞留する貧困問題(=家族農業問題)に対し、政府の農協支援策と実態について述べる。

1. ブラジル農業の発展と日系農協の歴史

ブラジルは18世紀からサンパウロ州を中心にコーヒー産業が勃興し、その労働力には

黒人奴隷が使われていたが、1850年代の奴隷貿易廃止により労働力不足に陥り、それを補うため当初はイタリア移民を中心にヨーロッパ移民が導入された。しかし、労働条件の劣悪さや19世紀末のコーヒー生産過剰による不景気からイタリア移民が停滞したため、日本人移民がそれに替わったのである。そうして1908年の第一回日本人移民の開始から戦前の1941年まで約25万人の日本人が移住した⁵。日本人移民は、コーヒープランテーションの雇用労働力として導入され、契約労働期間を経て、さらなる開拓前線へと土地を求め、原始林を切り開きながら自作農となっていた。

特に19世紀の末からコーヒー産業は、好不況を繰り返しつつ拡大したが、1929年の世界恐慌をきっかけにコーヒー大農場の解体が進み、それによって移住者たちの自作農化が促進され、1934年に実施されたサンパウロ州農業センサスによると既に農地面積の30.2%を外国人が所有し、うち日本人が5.1%の土地を所有していた。

⁵ 戦前戦後合わせて約30万人の日本人がブラジルに移住した。

またコーヒー産業が1930年代に没落すると、輸出農産物としてワタが急激に増産されるようになり、奥地の開発に携わっていた日本人の多くはワタ生産にも従事した。1938/1939年におけるサンパウロ州の原綿生産量は約78万トンで内39万トン（サンパウロ州原綿生産量の50%）が日本人によって生産され、栽培農家数においては3万2千（サンパウロ州ワタ栽培農家数の38%）の日本人農家によって栽培されていた。

このような奥地のワタ栽培農家を組織化し、農協による集荷と販売、そして輸出を促進するためにも日本国総領事館勸業部が、1929年頃から奥地農家の農業協同組合の組織化を指導していた。さらには1934年の日系農協中央会⁶の設立を後押しし、奥地農協の組織化や、ワタの買付、資材購買、技術指導のほか製綿工場設置の補助金を下付する等、積極的に日本人の奥地農業⁷を支援した。

大多数の日本人農家が、コーヒーやワタ栽培など輸出農産物の生産に従事していた一方、1910年代より奥地からサンパウロの都市近郊に、同県人、血縁関係を頼りながら自然に集住地を形成していった。

サンパウロ市より27kmに位置するコチア村には、高知県人が最初に移り住み、日本人集住地が作られ、バレイショ栽培を中心に営農を行い、その販売のために産業組合を組織しようという動きが始まった。下元健吉は、1914年にブラジルに移住しコチア村に移り、そして1925年に日本へ妻帯のため一時帰国



写真1 盛大に行われたコチア産業組合創立20周年記念式典（1947年）の農産物展示会開会式で演説するアデマール・デ・バーホス（Ademar de Barros）サンパウロ州知事（右）と、下元健一（左）
出典：「コチア産業組合創立20周年記念アルバム」
"Festejos Comemorativos do 20º Aniversario de Fundação da Cooperativa Agrícola de Cotia" 村上ヴィセンテ氏所有

し、その際に当時農村で興っていた産業組合運動に触れ、ブラジルに戻ってから産業組合創設を率先した人物である。1927年には83名の組合員とともに任意組合として発足させ、1932年のブラジル協同組合法の設置に従い1933年には登録組合とした。コチア産業組合は肥料、農薬の利用を促進し、販売倉庫を設けて有利販売を行い、1935年には共同販売・共同計算も実施していた。

このように日系農協はワタ、コーヒーを主体とした奥地型農協と、バレイショ、トマト等の都市近郊農協が設立された。奥地型農協は、戦後ワタ栽培が低調になるのに従い解散が相次ぎ、奥地型養鶏に転じた組合も多々ある。

都市近郊型農協として発足した代表的農協であるコチア産業組合と南ブラジル農協は、野菜、果樹生産を中心に膨張する都市の食料供給の担い手として成長した。さらに日系人農家が集住する地域へ進出しながら地方倉庫

⁶中央会創立加入単協数は16組合であった。

⁷戦前の日本人による奥地農業に、養蚕、ハッカ等もあげられる。また総領事館による農協施設設備建設支援は、都市近郊型農業やコーヒーを主体とした農協にも実施された。

を開設して行き、近郊にとどまらない発展をしていった。1966年ブラジルにおいて協同組合法が改正され、州外での事業が制限されたため、中央会組織へと改組し各地に10単協を傘下に収めた。

1970年代になると、セラード開発など国家的な大規模農業開発事業が実施されるようになり、コチア産業組合は積極的に関与した。最初のセラード開発事業は、ミナスジェライス州とコチア産業組合とのタイアップによって実施された Plano de Assentamento Dirigido do Alto Paranaíba (PADAP 計画) で、州が農地の分譲を行い、コチア産業組合が入植者の選定と営農支援、農産物販売を行うこととなり、1974年に São Gotardo (サンゴタルゴ) 市に事業所を設置した。1973年に2万4000ha 州から譲渡され、1974年には最初の24名の組合員入植者が2000haのコーヒー、コムギ等を栽培し成功を収めた。同プロジェクトは、セラードという地味が貧弱な地域にありながら、大規模機械化農業に適した地形と豊富な水資源を利用し、穀類、コーヒー、野菜の大産地として発展した。

これに端を発し O Programa Desenvolvimento dos Cerrados (セラード開発計画: PRODECER) I、II等のような大規模開発計画が進められ、この成功により、今日のブラジル農業の基盤となったセラード大穀倉地帯が築かれたのである。

こうした1970年代から80年代にかけて実施された大規模な国家的開発計画にも積極的に日系農協が関与し、成功した例に東部のサンフランシスコ川灌漑計画によるブドウ生

産団地、コチア産業組合の団地計画として、サンタカタリーナ州サンジョアキン市のリング団地造成が挙げられる。

こうして、1980年代にはコチア産業組合はラテンアメリカ有数の農業事業体に成長し、事業範囲はサンパウロ州、Parana (パラナ) 州など7州に渡って10単協を有し、1988年には組合員数1万6309名、事業分量3億4393万ドル、取扱い生産物は250種に及んだ。南ブラジル農協も傘下に40単協、組合員1万74名、事業分量3729万ドルになっていた。

しかし、1980年代までブラジル政府は農業開発を重要な政策課題としてあげ積極的に農協や農家に有利な融資政策を行っていたが、1980年代後半よりブラジル経済はハイパーインフレを伴う経済危機に陥り、1990年のコロールプラン、1994年のリアルプランによって農業融資が実質的に減少しただけでなく、負債が膨らむようになり農家および農協は苦しい時代を迎えることになった。そして1994年ついには2大日系農協が解散に追い込まれ、他にも多くの農協、農企業も解散した。こうした状況を鑑み、1998年には Programa de Revitalização das Cooperativas Agropecuárias (農協活性化計画: RECOOP) として、農協の融資繰り延べと組織基盤強化指導のため新たな Serviço Nacional de Aprendizagem do Cooperativismo (協同組合国家教育サービス: SESCOOP) が創設され、以後農協の再生、活性化が促された。

2. ブラジル日系農協の現状

2006年全国拓植農業協同組合連合会 (JATAK) によって実施された調査⁸による

⁸ 農拓協に加入している日系農協を主な対象として JATAK がブラジル全国の日系農協を調査した。

表2 主なブラジル日系農協の活動内容

農協名	州	組合員数	職員数	設立年	歴史経緯	主な生産物販売	総事業収入(千レアル)	総事業収入における割合			事業内容等
								販売	購買	加工	
インテグラダ農協	PR	6270	1572	1995	○	ダイズ (565千t) トウモロコシ (483千t) コムギ (251千t)	1,005,681	63%	26%	11%	加工事業は飼料、製糸。小農対策としてオレンジジュース加工工場を計画中。
トメアサー農協	PA	130	120	1949	●	熱帯冷凍果実 (5,650t) 胡椒 (510t) カカオ (250t)	36,907	56%	-	44%	加工事業は、冷凍果実。冷凍果実、カカオ、胡椒を日本、ヨーロッパ等へ輸出。
ジュアゼイロ農協	BA	59	92	1994	○	ブドウ (10,272t) マンゴー (2,075 t)	50,158	83%	17%	-	ブドウ、マンゴーをヨーロッパ、アメリカ、カナダ等へ輸出
モンテカルメロ農協	MG	284	85	1995	○	コーヒー (19千t)	115,950	78%	22%	0%	レインフォレストアライアンス等、世界的認証を取得しコーヒー高価格販売、輸出を実施。
スール・デ・ミナス農協	MG	22	15	1995	○	柿 (1,906 t) アテモヤ (524t) スモモ (675t)	5,190	77%	4%	19%	加工は、柿等のパッキング販売。
コバセントロ農協	MS	127	28	1995	○	ダイズ (18,747t) トウモロコシ (20,905t) コムギ (507t) ワタ (794t)	14,448	86%	14%	0%	飼料販売事業もある。GMOダイズ、トウモロコシ生産が主体。
スル・マトグロッセンセ農協	MS	584	...	1978	●	ダイズ(188,760 t) トウモロコシ(218,520 t) ワタ (2,589 t)	314,064	72%	13%	15%	加工事業は製糸。その他キャッサバ加工工場建設中。GMOダイズ、トウモロコシ生産が主体。
ヴァルゼリアアレグレ農協	MS	25	141	1962	●	鶏卵(17,700千ダース) うずら卵 (2175千ダース) 飼料 (29,629t)	36,684	62%	38%	-	購買は配合飼料の販売
グアタバラ農協	SP	22	50	1995	○	鶏卵(7,410千ダース) うずら卵 (735千ダース) 飼料 (21,600t)	21,006	49%	51%	-	購買は配合飼料の販売
カップボンニート農協	SP	74	65	1994	○	ダイズ (19,800t) トウモロコシ (76,800t) コムギ (12,600t)	57,767	64%	33%	2%	農産物の販売は、農協でなく個人販売としている。サイロ保管料・手数料。
イビウナサンパウロ農協	SP	32	130	1995	○	葉野菜等 (7,673t) 有機野菜 (376t)	56,939	100%	-	-	野菜は全てパッキング販売。
南伯グランデサンパウロ農協	SP	485	2000	1969	◎	桃 (119,321箱) ネットメロン (21,326箱) 柿 (53,489箱)	11,273	12%	88%	-	ブラジル全国から果樹・野菜を集荷し販売。資材販売が中心。
南伯ピラルドスル農協	SP	106	...	1969	◎	ブドウ (400千箱) 桃 (300千箱) スモモ (120千箱)	7,220	52%	48%	-	果樹の販売、購買が主体。
レジストロ農協	SP	28	...	2004	●	野菜	-	-	-	-	農協だけでなく地域の農業団体がアグリビジネスセンターを建設したため、農協としての販売は一時中止。同センター内に、農協婦人が使用するよう食品加工施設を設置計画中。観光開発に対応した体制作りを目指す。技術指導は継続中。
パウリスタバ柿生産者協会/輸出会社	SP	72	1	2000	△	柿:輸出(10,504箱) アテモヤ:輸出(6,784箱) デコボン(10,000箱) ブドウ:日本品種(12,670箱)	275	100%	-	-	技術指導、研修会の共有が活動の主体。併設の輸出会社で柿、アテモヤ等をヨーロッパへ輸出。デコボン、ブドウ販売は国内市場への販売斡旋。
汎イタベチニンガ地域野菜・花卉協会	SP	50	-	2002	△	野菜、桃、スモモ、リンゴ等	-	-	-	-	技術指導、研修会の共有が活動の主体。
サンジョ農協	SC	76	...	1993	○	リンゴ(3万4千t)、 リンゴジュース、 ワイン製造販売	リンゴ団地。リンゴジュース、ワイン等の加工品も製造。

出典：エックス都市研究所『平成22年度食料供給安定化国際農業連携対策事業』2012年、農業問題研究会編『グローバル資本主義と農業』より作成。表の日系農協は、2011年1月実施の南米日系農協活性化セミナー参加農協。

注1)「[...]」=未調査、「-」=該当なし、○=元コチア系、◎=元南伯中央会傘下、●=コチア及び南伯農協と関連の無い日系農協、△=協会。

注2) 州名記号については、PR=パラナ、PA=パラ、BA=バイーア、MG=ミナスジェライス、MS=南マットグロッソ、SP=サンパウロ、SC=サンタカタリーナ。

と、現在の日系農協はブラジル農業拓植協同組合中央会（農拓協）傘下の日系団体のうち活動している農協は元コチア系の各単協、支所の再組織された農協が22、南ブラジル農協傘下だった農協が11、2大日系農協と関連はないが古くからの日本人移住地、集住地に組織された農協が13、農業技術の普及等を目的に1980年代以降組織された協会が6団体あった。

2大日系農協が健在であった時期は、ブラジル農協における日系農協のシェアは大きく、また多品目にわたるシェアを獲得していたが、1994年の崩壊後日系農協に所属する農家数は減少し2005年には全組合員数で2万4606名⁹になり、ブラジル農協における日系のシェアは5%、トウモロコシ6%、コムギ10%、コーヒー10%、ブドウ11%、ニンニク25%と、ブラジル農業および農協への影響は低くなっているといわざるを得ない。

しかし現在も活発に活動し、成長し続ける日系農協もみられ、地域農業のリーダーとして活躍している。表2は前述の2011年1月にサンパウロにて実施された南米日系農協活性化セミナーに参加した日系農協の状況である。

Integrada（インテグラダ）農協は、元コチア系の北パラナ単協の再組織化で組合員6000人以上、事業規模においても最大の日系農協である。事業は、コムギ、トウモロコシの生産が主体で、紡績工場、飼料工場等も有し、総合農協として現在も発展している。

⁹内 Adamantina（アダマンチーナ）総合農協が1万1078名と前日系農協組合員の45%を占めていた。Adamantina 総合農協は、資材・飼料購買が主体で日系組合員比率の極めて低い組合であるが、理事会が日系である。

穀物を中心とした農協は他に3農協あり、中でも Sul Matto grossense 農協（スル・マトグロッセンセ農協：COPASUL）は近年成長著しく、事業範囲を拡大して大型サイロ等貯蔵施設やキャッサバ加工工場を設立するなど、積極的な投資を行っており、2011年には同州において最大の農業事業体にランキングされている。これらの穀物関連の農協は大規模畑作経営を主体としているため、森林法との関連で森林再生や水源保全林の維持が課題となっており、Integrada 農協ではとくに「私たちの水プロジェクト」を実施し、河川流域に19万9000本の在来種苗を配給している。また河川の源流保護のために実施した環境教育には2000人の児童が参加した。このように大規模穀物農協は、環境面やCSR活動にも力を入れ、地域の社会活動への貢献を強化している。

また、野菜・果樹を主体とした農協は7つあり、Juazeiro 農協（ジュアゼイロ農協）、Sanjo 農協（サンジョ農協）はコチア時代の果樹団地で、それぞれブドウ、リンゴに特化した経営内容となっており、規模、農業技術



写真2 インテグラダ農協管内での大型収穫機によるトウモロコシ収穫

等の面で等質な日系組合員を中心に品質の高い生産物を供給し続けている。これらの農協は生産物の栽培適地にあり、市場より遠隔であるため販売においてもまとまりを保つことができると考えられる。

一方サンパウロ近郊では多くの野菜・果樹の日系農協は、市場から近いため販売がまとまらず、資材購買事業が中心となってしまったが、Ibiúna-サンパウロ農協（イビウナ・サンパウロ総合農協：CAISP）はサンパウロ市近郊に位置し、野菜生産の販売農協として成功しているといえよう。野菜パッキング工場を備え、付加価値を高めた野菜販売を行っている。

その他コーヒー主体の Monte Carmelo 農協（モンテカルメロ農協：COOPERMONE）は、レインフォレストアライアンス（Rainforest Alliance¹⁰）認証のコーヒー生産を奨励しており、環境保全に配慮した社会的に公正な方法での生産に努め、付加価値の高い生産を目指している。Cooperativa Agrícola Mista de Tomé-Açu 農協（トメアス農協：CAMTA）もアグロフォレストリー（Agroforestry：SAF）による生産を行い、近隣の小農家へ SAF を指導している。このように多くの農協が高品質高付加価値化の実現と、環境保全、小農家対策に取り組みつつ新たなブランド化確立に動いている。

3. ブラジル農協の現状

次に Organização das Cooperativas Brasileiras（ブラジル協同組合機構：OCB）について述べておく。OCB は 1969 年に 2 つの農協団体を統合し、1970 年に正式に発足した

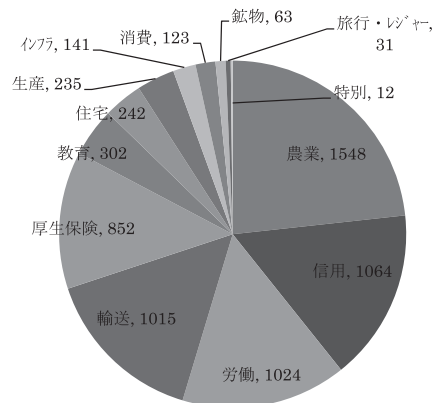


図1 部門別協同組合数（2010年、合計6,652）
出典：OCB ホームページ

後、ブラジル協同組合主義の指導・普及を目標として活動している組織である。1994年の農協負債の増大に対し1998年に RECOOP と SESCOOP を発足させ、農協組織の活性化、基盤強化を図るなど農協部門への働きかけは大きい。なお、SESCOOP 発足後 OCB は、ブラジル協同組合の代表機関として機能しており、国際協同組合連盟（ICA）には1998年に加入している。

OCB に加入している協同組合は、図1にみるように農協をはじめ13部門が含まれており、2010年における13部門すべての協同組合数は合計6,652、組合員数は901万6千527人、職員数は29万8182人となっている。

なかでも農協部門は、1548と最も組合数が多く、組合員数94万3054人、職員数14万6011人、農協セクターによる輸出は44億ドルとなっている。表3は直近10年の農協数、組合員数、職員数の変化を示している。これをみると徐々に増加しているということと、1農協当たりの組合員数、職員数も徐々に増加しており、農協の規模が大きくなっていくことがわかる。

¹⁰ 参考ホームページ11を参照。

表3 ブラジル農協数、組合員数、職員数の変化

	2000年	2005年	2010年
農協数	1,411	1,514	1,548
組合員数	831,654	879,918	943,054
職員数	108,233	123,368	146,011
1農協当平均組合員数	589.4	581.2	609.2
1農協当平均職員数	76.7	81.5	94.3

出典：OCB ホームページのデータより作成。

表4 ブラジル農産物における農協のシェア(2006年)

	生産量 (千t)	農協の シェア
コムギ	2,258	51%
ダイズ粒	40,713	35%
トウモロコシ	42,282	25%
コメ	9,447	16%
コーヒー(アラビカ)	1,890	37%
コーヒー(ロブスタ)	471	8%
ワタ	2,350	9%
ラッカセイ	118	7%
クロインゲンマメ	693	15%
リンゴ	646	10%
ブドウ	253	5%
ワイン・ジュース用ブドウ	576	20%
オレンジ	11,691	4%
サトウキビ	384,165	4%
カカオ	199	4%

出典：IBGE 統計、2006年

次にブラジルの主要農産物で農協シェア¹¹の高い作物は、表4が示すようにコムギ、ダイズ粒、トウモロコシ、コメ等主要な穀物においてシェアは高い。

これらの生産物はパラナ州、Rio Grande do Sul (リオ・グランデ・ド・スル) 州での生産シェアも高く、南部3州はヨーロッパ系移民の系譜を持つ組合員農家や農協が古くから存在し、農業生産において農協セクターの占める割合は大きい。

パラナ州は南部の主要穀倉地帯であるが、

州の農業経済の55%を農協セクターが占め、農家の3分の1が農協に加入している。組合員の70%が50ha以下の小規模農家である。また、州の穀物貯蔵能力の55%を農協が占めている。なお、現在ブラジル最大規模の農協はパラナ州に所在するCOAMO農協である。COAMO農協は1970年に設立され、トウモロコシ、コムギ、繊維作物などを大規模に生産する農協で、穀物の直接輸出も行っている。

近年のブラジル農協は、経済のグローバル化に対応するためにも農協間の合併をも進めつつ大規模穀類農協に成長してきた。しかしこれらの穀物系の農協は、生産資材購買、農産物販売の両面において、多国籍企業に依存している状況は否めないが、経営において企業に劣らない体質を持ちつつCSR活動や農村コミュニティの向上に働きかけるなど農村社会福祉活動も活発に行い、組合員の生活基盤を間接的に支援している。また組織活動において組合員参加を促し、協同組合としての活動を展開している。

4. 家族農業支援政策と協同組合

最後に農業開発省 (Ministério do Desenvolvimento Agrário:MDA) と国家農地改革院 (Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária:INCRA) が支援対象とする家族農業とそれによる協同組合について触れておく。前節でもみたように、ブラジル農業は輸出部門が著しく発展したが、一方農村部に厚く存在する家族農業層はブラジル農業事業体および農家数の84.4% (約437万戸) を占めているにも関わらず、農地の24.3%を占有し

¹¹ 参考文献3より。

ているにすぎない。また、農業生産額の38%を占めており、キャッサバの87%、トウモロコシの46%、豚肉の59%、牛乳の58%の生産をこの階層が占めている。家族農業層の地域的分布は、戸数の50%が東北部、19%を南部、16%が南東部、10%が中西部に分布し、農地面積の分布は35%が東北部、21%が北部、16%が南東部、16%が南部に分布し、東北部が農家数、農地面積両方で分布が大きく最も家族農業層が集中し、中西部が最も分布が小さい地域となっている¹²。

これらの家族農業層は、貧困でありその対策は1999年に発足した農業開発省が取り組むこととなったがルーラ政権発足以後さらに力を入れ、国家家族農業強化計画(Programa Nacional de Fortalecimento da Agricultura Familiar:PRONAF)や、家族農業向けの価格支持、農業保険、家族農業による協同組合融資、支援等を整備してきた。

また家族農業層は、もともと土地の先住者であったのに大規模農業開発者に土地を占拠されたという経緯を持つ者も多数存在し、そうした家族農業層と大規模土地所有者との土地係争問題の解決や農地の再分配をするためINCRAが機能している¹³。

さらに土地の分配や家族農業向けの政策だ

けでなく、家族農業を持続的に安定させるためには協同組合を組織させることが有効であるとして、2005年に家族農業による協同組合支援のためにUnião Nacional das Cooperativas de Agricultura Familiar e Economia Solidária(経済相互扶助と家族農業の協同組合連合:UNICAFES)が発足した。現在これに加入している家族農業協同組合は1100¹⁴存在する。これらの協同組合は、組合員が全て家族農業である必要があり、農業部門だけでなく、食品加工、手工芸品等の協同組合も含まれている。

ここでUNICAFESに加入している農協として、COOPERAGUA農協を紹介する。サンパウロ州Sete Barras(セッテ・バーラス)市に位置するGuapiruvu(グアピルブ)村には、家族農業者による協同組合COOPERAGUAが組織され、組合員の相互扶助による農産物生産販売体制と、コミュニティの環境資源を持続的に利用し保全していくことが目標とされている。

Guapiruvu村付近には19世紀から20世紀にかけて先住者がいたが、砂金採掘、日本人によるチャ栽培、稲作等が導入された。1960年代はバナナの大規模栽培者が先住者を暴力的に追放し、土地を占有した。その後先住者が土地所有運動を展開したため、INCRAが占有者の土地を接収し、2005年先住者に土地を分譲し75家族が居住することになった。しかし、家族農業かつ貧困であったため、Guapiruvu村に隣接する州立公園(森林保護区)に自生するジュサラ椰子のパルミット¹⁵を盗伐して生活せざるを得なかった。だが森林警察はジュサラ椰子の乱伐による森林破壊を防ぐため厳しく監視をし、そのため住民と州立公園は激しく対立することになった¹⁶。

¹²2006年IBGEセンサスより、家族農業に対する調査が盛り込まれ、家族農業における統計データの整理が農業開発省によって行われ参考文献8にまとめられた。

¹³INCRAは2003年から2010年にかけて、約57万戸の家族農業に対し、4670万haの土地を分譲した。

¹⁴この数はOCBの農協数に含まれない。

¹⁵椰子の成長点。タケノコのような風味のもので、サラダにして食べる。ジュサラ椰子のパルミットは1本の木から1度しか収穫できず、収穫後は枯死する。それに対し果実の収穫は持続的である。

¹⁶詳しくは参考文献4、参考ホームページ10を参照。

そこで森林保全をしつつ住民の経済的相互扶助を図るため2003年にCOOPERAGUA農協が任意団体として設立され、そこへヨーロッパのNGO団体が無農薬バナナの栽培指導をはじめ、SAF方式による栽培が始まった。現在94名の組合員が参加しバナナの販売を中心に活動しており、セッテ・バーラス市農務局が技術指導を、市が学校給食に地元農協（家族農業の農協）の生産物を取り入れる政策に取り組み、農協の生産物販売に協力している。また、隣村のRio Preto（リオ・プレット）村では森林保護と住民の生活の維持発展を目的に活動している日本のNPO法人Verstaの支援を受け、新たな高付加価値作物としてジュサラ椰子果実のパルプ生産とコーヒー栽培とのSAFパイロット事業を開始した農民グループもある。このように住民の自立を基本としながらも、他の組織、機関と連携を取りつつ森林を保全しながら環境保全型農業に取り組んでいる。

このように、家族農業を取り巻く状況は複雑であり、さらに近年は州立公園の設置や森林法との関連で環境保全が大きな課題になっ



写真3 Versta、リオ・プレット村の皆さんによるジュサラ椰子とコーヒーのアグロフォレストリーによる記念植樹を終えて(2012年7月10日)

ているが、家族農業にとっても森林を破壊しない持続的発展は必須事項となっている。そして家族農業コミュニティの持続的開発の主体として協同組合組織や農民グループが機能しているのである。

おわりに

日系農業者、日系農協はブラジルにおいて自営農へと展開しつつ、協同組合を組織しブラジル農業を発展させてきた。また、戦後においても大規模開発に関わり、大きな貢献を示したが、大きく農政が転換する中で1994年に2大日系農協は崩壊した。しかしながら、その後農協再活性化政策がとられたこともあり、残った日系農協、そしてブラジル農協は、輸出部門を大きく担う組織として存在感を示している。

しかしながら、ブラジル農業の課題は農業の発展のみならず、家族農業対策や環境対策にも配慮しなければならず、協同組合セクターは様々な役割を求められているのである。これからのブラジル農協の課題は、農業の発展のみならず、地域コミュニティの発展、地域の家族農業対策をも事業に含めリーダーとしての役割も求められているのである。

また日系農家は、20世紀からブラジル農業の発展を牽引し、時代的要請でもあった農業開発のため森林を切り開いてきたが、今後は環境との調和の下に農業開発を進めねばならない状況にある。日系農業および農協は環境保全型農業の技術とそれを推進する主体として機能してきたことから、今後も環境面におけるリーダーとしてブラジル農業を牽引する役割をも担うべきであろう。

参考文献・参考ホームページ

- 1) コチア産業組合中央会 1987、『60年の歩み1927-1987』
- 2) FGV,2012, "Agro Analysis" 2012年7月号
- 3) IBGE (ブラジル地理統計院 2006年農業センサス), 2008,Censo Agropecuario 2006,
- 4) Maurício de Alcântara Marinho 2006, Conflitos e possíveis Diálogos entre unidades de conservação e populações camponesas: Uma Análise do parque estadual intervalos e o bairro do guapiruvu (Vale do Ribeira/SP), Universidade de São Paulo Faculdade de Filosofia, Letras e Ciências Humanas Departamento de Geografia
- 5) OCB ホームページ
http://www.brasilcooperativo.coop.br/GERENCIADOR/ba/arquivos/140411_apresentacaoinstitucional2010_1.pdf
(OCB10年間の農協数、組合員数、職員数の変化) (2012年7月31日アクセス)
- 6) OCESP ホームページ
<http://www.paranacooperativo.coop.br/ppc/index.php/sistema-ocepar/2011-12-05-11-29-42/2011-12-05-11-42-54>
(パラナ州農協の状況) (2012年7月31日アクセス)
- 7) 農業開発省ホームページ <http://www.mda.gov.br/portal/> (2012年7月31日アクセス)
- 8) 農業開発省、Agricultura Familiar no Brasil e o Censo Agropecuário 2006 (MDA 刊行物: MDA ホームページより) (2012年7月31日アクセス)
- 9) 農業開発省、Um Novo Brasil Rural 2003-2010, A New Rural Brasil 2003-2010 (MDA 刊行物: MDA ホームページより) (2012年7月31日アクセス)
- 10) NPO 法人 Versta ホームページ <http://www.versta.org/> (2012年7月31日アクセス)
- 11) レインフォレストアライアンスホームページ <http://www.rainforest-alliance.org/ja> (2012年7月31日アクセス)
- 12) サンパウロ産業組合中央会 1969、『中央会35年の歩み』
- 13) 田中規子 2000、「アマゾン地域における日系移民の農業展開と協同組合の役割」酪農学園大学紀要別冊第24巻第2号
- 14) 田中規子 2008、「第8章グローバル資本主義下におけるブラジル日系協同組合の可能性」農業問題研究会編『グローバル資本主義と農業』
- 15) UNICAFES ホームページ <http://cirandas.net/unicafes/quem-somos> (2012年7月31日アクセス)
(ブラジル拓植農業協同組合連合会嘱託研究員)



開発組織としての協同組合 - コスタリカ共和国ブリッサス組合の事例から -

問 瀬 朝 夫

はじめに

筆者は過去 24 年間に亘って、ラテンアメリカ各国において農業開発援助に携わってきた。筆者が観察した限りにおいては、ラテンアメリカ農村部における組合運動の成功例は非常に限られたものとなっている。ここでは、筆者が直接観察する機会を得た事例の中で、開発組織としてもっとも成功していると思われる協同組合を紹介する。

ただし、ここで紹介する組合が存在するコスタリカ共和国（以下「コ国」とする）においては、地域社会の状況および組合運動の経過が、他のラテンアメリカ諸国とは大きく異なっている。このため、まず組合が発展した背景としての地域社会の成立史および組合運動の概要を説明する。なお、本稿は問瀬(2012)の一部に加筆修正を加えて作成したものである。

1. 農村地域社会の成立史と組合運動の概要

ラテンアメリカ農村社会の成立史上、特長なもの 1 つとされるのが、植民地時代から 19 世紀にかけて成立した「アシエンダ (hacienda)」などと呼ばれる大規模農場と、その労働力供給基地となった先住民共同体の

存在である。この地域の農村問題の多くが、この時代からの遺産なのである。これに対して、コ国の中央高地においては、このような大規模農場は存在しなかった。また現在においても、小規模農家を主な構成員とした農村地域社会が存在し、協同組合をはじめとした組織活動が盛んである。この理由については、筆者は別の機会（問瀬、2011）で論じているので、ここでは歴史的経過の概要のみを示す。

コ国の中央高地においては、植民地時代にスペインからの入植者によって、大塚（1955）が農業共同体と呼んだような、自給自足農家の相互扶助共同体を基盤とする社会が成立した。19 世紀初頭に到来したコーヒーブームによって、小農を中心として構成されるという農村社会構造を維持したまま、市場との関連性が強化された。

20 世紀中葉には、世界恐慌や第二次大戦による農家の困窮への対策ならびに国の政策として、経済的かつ学際的な支援を含んだ組合普及が行われた。現在も協同組合支援は国の基本方針の 1 つであり、就学前教育から大学までのすべての課程において、協同組合思想や理論の学習が取り入れられている。協同組合は経済活動の一環としても定着しており、組合助成局の資料（2008）によれば、経済活動人口の 37%（全人口の 18%）が何らかの協同組合活動に参加している。農業分野で見ると、国内で生産される牛乳の 90%、

コーヒーの37%が協同組合によって生産されている。これ以外にも村落部の給電、健康保険、病院、公共交通、専門教育、住宅供給等が、組合による活動が盛んな分野となっている。

ラテンアメリカとしては特異な農村成立史および組合運動史が背景にあつてこそ、以下で取り上げる組合が成立し得たのである。なお、筆者は2010年の2月および6月に現地での調査を実施しており、以下の記述は、この時の調査結果によっている。

2. ブリッサス協同組合

1) 概要

ここで取り上げるのは、ブリッサス協同組合 (Coopebrisas) である。その所在地は、アラフエラ県アルファロ・ルイス市ブリッサス町である。アルファロ・ルイス市の面積は約155km²、人口は1万726人で、7つの町に分割され、市役所はこのうちの1つサルセロ町に置かれている。ブリッサス町は、ロス・アンヘレス、サンタ・ロサおよびラ・レグアという3つの集落から成り立っており、その面積は約17km²、人口は1360人である。

アルファロ・ルイス市の経済の80%は農産物に依存する。北緯10°前後という低緯度に位置するものの、標高1500mから2200mに広がっているため、気候は通年冷涼で、十分な年間降水量(2000mm)とも相俟って、乳製品と野菜の産地となっている。家族当たりの平均的な所有面積は1.5~2haである。

ブリッサス協同組合の組合員数は895人。この内ブリッサス町に居住する組合員数は615人で、町内人口の45%が組合員である。残りも主にアルファロ・ルイス市の農家である。



写真1 アルファロルイス市の風景

2) 歴史

組合の創設に先立つ3年前の1970年に、ブリッサス町の総合開発協会が、上水道を開設した。ところが水道開設後、この水道を拡張して近隣のコミュニティーへと給水するという要求が、市役所や国の機関からなされた。これに対するブリッサス町民の反発から、コミュニティー間の争議へと発展しそうな情勢となり、国会議員および国の機関へと相談が持ち込まれた。この結果、この水道をブリッサス町で独占するためには、協同組合を結成して組合の管理下に置く以外にはないことが明らかとなった。そこで1973年に、全国組合連合の支援の下、国内初の水道管理協同組合として、ブリッサス協同組合が設立された。

開設当時の上水道の受益家庭は95家族で、町の住民全員が受益者であった。その後、灌漑用水の利用権も獲得し、町内のほぼ全ての圃場に灌漑設備を設置した。なお、現在これらの管理は受益者組織が実施するようになったため、組合は行っていない。

組合設立後に56人乗りバスを購入し、市の中心であるサルセロ町への往復サービスなどを行った。このサービスを停止した際、バスを84万5000コロンで販売し、この資金を基に1983年に資機材販売店とスーパーマー

ケットを開設した。

1987年には自己資金、インターアメリカン基金の支援、そして組合助成局の資金を基に、貸し付け事業を開始した。当初資金は550万コロン（約US\$7400）であった。これが1999年に、米州銀行の援助により1億4800万コロンへと増資された*。その取り扱い金額から、後述する乳製品工場と並んで、組合の活動中最も重要な事業となっている。

1993年には米州銀行からの支援を利用して乳製品の加工工場を開設した。これ以前からこの地域は乳製品が主産業であった。ところが、牛乳がだぶつく季節には企業による買い入れが中断され、酪農家の収入が途絶えていた。さらに1990年代初頭に流行したコレラによって、厚生省が乳製品の流通を厳しく取り締まったため、家内工業が大きな打撃を受けた。これらの問題を解決するために開設されたのが、この加工工場であった。

以上の発展過程は、飲料水という全ての住民の生命にかかわる活動を契機として組合が結成され、バスの運行によって経済活動を伴う共有資源の管理経験を蓄積し、この経験を生かして資機材販売店やスーパーマーケット、さらには資金貸し付け事業や乳製品工場運営など、より高度な管理や経営能力を必要とする事業を展開するようになったと理解できる。すなわち、ブリッサス町民の生活上のニーズに応えるために設立され、その後生産上のニーズに対応する組合としての機能を強化してきたのである。

*2010年2月現在のこの事業にかかわる自己資金率は70%となっている。簡単かつ短時間で資金調達が可能であることから、組合員の利用率は高く、返済も良好である。



写真2 資機材販売店外景

3) 現在の活動

生産にかかわる設備としては、乳製品工場、資機材販売店および有機肥料・苗生産センターがある。乳製品工場では74人の組合員から牛乳を受け入れており、日平均の受入量は1万4500ℓ。生産物は、週当たりでサワークリーム1万6000kg、チーズ1万kg、ヨーグルト500kgである。生産物はブリッサス協同組合ブランドとして、4台のトラックで全国に出荷している。

資機材販売店では、農業生産に必要とされる道具類、農薬、肥料、種子、建設資材などを取り扱っている。また、獣医および農業改良普及員それぞれ1名が常駐して、薬剤使用の指導や巡回指導を行なっている。

有機肥料・苗生産センターは、2000年に米州銀行の援助を受けて建設された。月平均1500袋から1600袋のボカシ肥料が生産されている。ここで利用されている技術は、日本の援助によるものである。苗生産に関しては、7棟の温室で月平均55万株の野菜苗を生産している。

生活上のニーズ充足に関わる設備としては、前述したスーパーマーケットが挙げられる。取扱う商品は食料品、雑貨類、衛生用品、電化製品等で、生活に必要とされるものは全

てそろっている。ブリッサス町内では、このスーパーマーケットが加工食品や電化製品を購入できる唯一の店舗となっている。

生活上のニーズ充足に係る活動としては、社会保険サービスの代行、住宅建設資金の貸し出し、地域の水源涵養のための植林事業、村祭り開催にあたっての寄付や事務支援等がある。また市役所と共同で道路、学校、体育館、公園等の整備を行ってきた。

社会保険サービスの代行は社会保険庁と協定を結び、社会保険の取り扱い、医師による診療、医薬品の提供を行なっている。住宅建設資金の貸し出しはコスタリカ・カナダ基金との共同事業で、1985年から2008年までにアルファロ・ルイス市全体で217戸の住宅建設を支援した。

近年の組合収支は常に黒字で、売上も毎年拡大している。組合員に対しては組合収入の15%から18%を還元している。2010年には2億4300万コロン（約4万5000ドル）を565名の組合員に対して還元した。

組合内に教育委員会が設置され、組合の年間利益の12%の運用を行っている。この内半分は教育支援に、残りはこれ以外の福祉活動支援に振り向けられる。この資金を利用して学校、病院、赤十字、その他福祉関連の組織に対して資金援助を行っている。

市や国など機関の代表がブリッサス町を訪れる際に対応するのは組合である。すなわち、組合は政治的にも町を代表する組織なのである。また、町内の家庭では子供が成人すると組合員になるのが当然とされており、組合の総会には町内の組合員が全員参加して、祭りの様相を呈するとのことであった。

以上に示してきた活動内容、また町内人口の45%が組合員だということなどをみれば、



写真3 スーパーマーケット内部

この組合は現在でも基本的にはブリッサス町民の生活および生産上のニーズを充足する為の組合であり、これに生産協同組合としての側面からの有利性を認めて、町外からも参加している者がいると結論づけられる。

4) 組合機能のまとめ

以上を概観すると、この組合は地域住民の生活全般を支えるとともに、地域の生産の中心となっている事がわかる。生産に注目すると、組合自身が生産を行う意味以上に、各農家の生産のための環境を整備しているという意味合いが大きい。組合に加入していることによって、資機材を有利な価格で調達できるだけでなく、野菜農家であれば失敗のリスクや労働負担を負うことなく、野菜苗や有機肥料を入手できる上、普及員による指導も受けられる。酪農家であれば確実な出荷先を確保できる上、獣医の指導も受けられる。投資資金や繋ぎ資金が必要であれば、これも組合で調達できるのである。

このようにして形成される農家の余剰が、生産に再投資される場合は組合の資機材店を通して、消費に振り向けられる場合はスーパーマーケットを通して組合へと回収され、組

合の余剰となるのである。そしてこの組合の余剰は、組合員に対して還元されるだけでなく、住民の生活改善や福祉向上へと移転されている。自治体が税金を使って実施するようなサービスを、組合の余剰を利用して行なっているのである。

政治的な意味で町を代表する組織であること、そしてこの余剰移転機能を持っていることから考えれば、この組合は町の自治を担う組織として機能しているといえる。さらに、行政と住民を結び付けているという意味においても、国内外の組織の資金援助や技術支援を活用しているという意味においても、また市場と住民を結び付けているという意味においても、この組合は開発組織としての機能を果たしているのである。

おわりに

今回取り上げた組合の機能や活動を見て、日本の農協との類似性に気付かれた読者も多いであろう。小規模農家を基盤とする社会の上に、政策支援によって築かれているという共通性を持つ両国の組合に類似性が見られることは、偶然ではあるまい。農業共同体で準備された、平等を基調とした価値規範を伴う人間関係、その上に築かれた組織経験、このような組織経験を利用した市場との関係性の強化と組織利益の創出、さらにはこのような農村環境に適合した政策支援が、組合運動を進める上でポジティブに作用していることは論をまたないであろう。

「はじめに」で述べたように、筆者が知る限りにおいては、ラテンアメリカ農村部における組合運動の成功例は非常に限られたものとなっている。援助者として開発途上国における組合運動に関わる際には、ここで示したような地域社会の固有性や、過去の政策の経過などを配慮して、これに臨む必要があることをコ国や日本の経験は示しているのである。

引用文献

- 1) Instituto Nacional de Fomento Cooperativo (INFOCOF、組合助成局) (2008)： III Censo Nacional Cooperativo Año 2008 Estado del Cooperativismo en Costa Rica, San José, Costa Rica
- 2) 大塚久雄 (1955)：共同体の基礎理論、岩波書店、pp.3-99
- 3) 間瀬朝夫 (2011)：コスタリカ共和国における農村地域社会の成立史、開発学研究第22巻2号 (通巻86号)、日本国際地域開発学会、pp.59-63
- 4) 間瀬朝夫 (2012)：ラテンアメリカにおける農村地域社会の組織特性と小規模農家支援の方法に関する研究 -- コスタリカ・ホンジュラス・パナマの事例 --、日本福祉大学博士論文、pp.56-60

(グアテマラ国西部高原地域農村生活改善プログラムマネージャー、日本開発サービス)



わが国は西アフリカにおける農業生産者組合 の成長を助けることができるだろうか？ - 農民組織強化支援事業に係る現地指導結果からの考察 -

原田 康*・小林裕三**

はじめに

開発途上国における貧困や食料問題は、当該国の政府関係機関あるいはドナー諸国・機関が支援するだけで解決できるものではない。それはまさに底辺に生きる小規模農業者が力を持ち、発言力を高めてその国の政府と対等に渉り合うための組織が必要であり、その育成・強化を通じて農業・農村の発展、活性化を図ることが喫緊の課題ではなからうか。

このようなことから当協会（以下「JAICAF」とする）は、農林水産省からの助成を得て、2006～2008年度までの3カ年間に亘り、開発途上国において農民組織の発展が初期段階にあるアフリカ諸国を対象として、農業協同組合をはじめとする、わが国の農民組織がこれまでに得た豊富なノウハウを移転することにより、対象国における農民組織化の促進や組織運営能力、事業の企画・立案能力の向上を図り、当該国における農業・農村振興に資するための本邦受入研修を実施した。同研修の対象者は、農民指導者および農業協同組合

幹部、農民組織に係る行政官等に対する本邦受入指導と、研修員帰国後に行う現地指導を通じて、わが国の農民組織が有する「組織化に係る普及・啓発」、「組織の運営手法」および「事業の企画・運営手法」等に関するノウハウを移転するものであった。

ここに報告するのは2008年度にJAICAFが実施した現地指導における概要と、その結果から導き出された考察である。国際協同組合年を記念する特集に採録した。

1. 現地指導の実施

2009年1月12日～30日にかけて開催した当該事業の本邦受入研修（受入指導）に参加した研修生12名の帰国後における活動と研修効果についてモニタリングするとともに、各人の実情に即した指導、助言を与えるべく、原田、小林の2名はコートジボワール、ベナン、ブルキナファソ、ニジェールの4カ国を訪問した（同年2月7日～3月7日）。

2. コートジボワールの事例

1) カカオ生産者組合：La Coopérative Agricole Akayra de Datta)

帰国した研修生は同組合の局長である Ms. DELLA Affoue Rosine である。一般にチョコレート、ココアの原料であるカカオは、巨大な多国籍企業であるチョコレートメーカー

HARADA Koh・KOBAYASHI Yuzo: How Japan will be able to help the growth of agricultural producer's organization in West African countries?- Consideration from the results of the follow-up study for the supporting programs for farmers' organizations -



図1 コートジボワールでの訪問先



写真1 組合倉庫内のカカオ（ディボ）

や商社が原料カカオの流通を支配し、価格もロンドン、ニューヨークの市場で形成されている。当時のコートジボワールは世界一のカカオ生産を誇り、原料輸出国として流通の指導権を握れる条件を持っていたが、1970年以降の国によるカカオの価格保証政策の中止によって、小規模生産者による「売り手競争」の状況となっていた。

一方でチョコレートメーカーは大規模な装置産業であり、原料の調達には①自社が必要とする品質、②安定した数量を確保することが必須の条件である。今回指導の対象としたディボのカカオ生産者組合は、組合員が275名（当時）で、組合員のカカオは産地仲買人を通さず、直接輸出業者に販売していた。価格は国際相場が基準だが、産地から積出港までの運賃は生産者負担なので、ディボ、ガニョア、アビジャンの各地域の業者と出荷者の運賃負担が少なくなる交渉をしていた。

カカオの販売代金は組合が小切手で受け取り、農家には出荷時の伝票と引き換えに現金で支払う。農家は銀行に口座が開けないのでこのような方法を取っていた。

カカオは日陰を好むためバナナ等他の果樹

との混植で栽培されており、一人で管理できるのは約2haまでで、それ以上となると労働者無しには成り立たない。なお、この場合の労賃は収穫量の約3分の1が相場という。

この地区では、輸出業者の代理人が現金を持って農家を回ったり、代理の産地商人を使って原料を集めたりしていた。

この現地指導では、カカオ価格を確保するための組合へのアドバイスとして、産地銘柄を確立して、高価格で販売できる条件を作ること伝えた。そのためには、①品質を一定にして高品質を保証するとともに、②量を確保することが重要である。この2点を組合の事業にできれば持続的組合運営につながるだろう。現地に合った共同選荷、共同計算の仕組みを作ることにより具体化でき、農家の手取りが増えれば組合への結集力も拡大すると推察される。

2) コメ生産者組合： Coopérative Départementale des Riziculteurs de Gagnoa)

指導の対象者は帰国した研修生の一人で同生産者組合の組合長 Ms. OSSOUE Micheline である。ガニョアでは稲作農家 935 名（当時）

で協同組合を作り、稲作の指導、精米加工後に直接エンドユーザーへ販売していた。稲作は水田移植方法(田植え)を採用しているが、個人によって技術に大きな差があり、その収量は1~4t/haと大きく開いていた。一部には機械も入っているが、ほとんどは手作業である。日中には35℃を越す暑さのせいもあるが、栽培の基本的な作業、例えば田植え前の整地、生育時の除草などがいい加減な田が多く見受けられた。初摺り、精米は組合がやっているが、当該地区のコメ質に合わないのか、欠け米が多い印象であった。自家用ならば選別は不要だが、販売用にも欠け米と正常米との選別をしていないのは、取引には不利である。

当時、稲作の生産者組合の全国連合会「ANARIZCI」がガニョアを稲作近代化のモデルとして、全国に普及をさせたいと計画していた。同連合会長のMr. Tiacohと近代化の具体的な方法、手段、資金の造成方法等を議論したが、外国の支援を前提とせず、農民自身の自助努力を基本にして、農民の水準に合った着実な方法で手作業を順次機械化し、規模を拡大していく構想であった。ガニョア

に土地はあるが、手作業では雇用労働が5haに10~15名は必要である。機械化により面積、栽培技術、収穫後の管理が可能になれば次のステップに進むことができる。中古の機械を手に入れることから始めたいとの計画を持っていた。日本の稲作が手作業から機械化へと進んだ経緯と、農協のかかわりが参考になるのではなかろうか。

3. ベナンの事例：グラン・ポポ（稲作組合）およびロコサ（モノ・クフォ地域コメ生産者指導連合会）

当時グラン・ポポの人口は約4万人、その60%が農民で、うち組合員は1万人というが、組合員の登録証を発行して会費を納めた人に組合はサービスを提供している。実際の組合員数は不明であった。コメは精米にしないと売れないので組合が2007年に倉庫を建て、中国製の移動精米機を購入し、車がなくて倉庫まで出荷できない農業者には巡回精米をしているという（ロコサ）。以前は国が精米機を所有して精米していたが、1985年に同サービスは中止され、以降稲作もストップして20年のブランクとなった（当時）。



写真2 稲刈り指導（ガニョア）



図2 ベナンでの訪問先



写真3 稲作組合所有の中国製精米

本邦研修に参加したモノ・クフォ地域コメ生産者指導連合会の会長 Mr. Assise K. FIODENDJI は陸稲を 20ha 直播栽培しているが、新たに 12ha の土地（現地を見たが、背の低い灌木が生えている広い雑草地の一面であった）を買ったので所有権がどのようになるのかを尋ねた。個人の所有地を買ったので相手と売買契約を締結して役所に代金の 15% を税金として納め、測量後に登記する。したがって、土地は公式な手続きによる個人所有地として登記されるという。

4. ブルキナファソの事例

1) COOPAKE 協同組合

本邦研修参加者である Mr. Bakary KONE（農業水利水産資源省オロダラ地域担当官、当時）の紹介で農産物加工販売を専門とする協同組合を訪問した。1963年に9名で設立された組合だが、1994年の世界銀行、IMFの指導による「構造調整」で国のサポートが

¹ Bissap : *Hibiscus sabdariffa* L. (英名 Roselle)。ハイビスカスの一種で西アフリカ原産の一年生草本。

² 当時の換算レートでは 1円 = 5CFA、現在は 6.5561 CFA (<http://www.bloomberg.co.jp>, 2012.07.02 付)



図3 ブルキナファソでの訪問先

中止となり、組合運営が危機的な状況に陥った。再出発してからメンバーは 100 名に拡大し、現在は組合員 150 名、職員 6 名、パート 40 名、組合長は常勤である（当時）。

オロダラ地域は下表の通り果実、野菜の栽培が活発で、果実類の一大産地となっている。

表 オロダラの主な農産物

品名	作付面積 (ha)	生産量 (t)
マンゴー	452	3,616
カシューナッツ	395	2,765
ビスアップ ¹	140	35
オレンジ	182	1,274

出典：COOPAKE の資料を基に作成。

その他、トウモロコシ、ソルガム、サツマイモ、ヤムイモ、ササゲ、バンバラマメなどを栽培している。

組合の活動は生産指導、加工・乾燥、販売、研修である。加工・販売は乾燥マンゴー、ビスアップの萼（多肉多汁で爽快な酸味を持ち、生食、シロップ、飲料、加工食品とされる）の乾燥。2007年の売上額は合計 1 億 560 万 CFA²（約 2112 万円）で組合の販売手数料



写真4 ビサップの選別作業（オロダラ）



写真5 女性組合員

は25～30%。ビサップを例にとると、組合が農家を回って集荷し、選別して業者に販売。販売価格1000CFA、農家への支払いは750CFA、月2回、15日と月末に現金払い。農家が個人で業者に販売すると平均で650CFAなので、組合の方が手取りは多い。

将来的にはマンゴーのジュース工場を作って付加価値をつけた製品の販売が計画されており、同組合長には日本の農協・連合会が経営している温州ミカン、リンゴのジュース工場などを紹介し、工場の建設、経営のポイントをアドバイスした。

2) バマの稲作組合

バマは当該国第2の都市ボボデュラッソから28kmほどマリの国境に向かったところに位置している。荒地の続く中を車で走っていると突然青々とした水田が目の前に広がった。黒ボルタ川から灌漑で水を引き水田を作っている。この地区の年間降水量は889mmという。

現在2260ha、組合員1300名、生産量は1万t規模（当時）。水田圃場は10a位の区画に整備され、整地は牛耕、縄を張っての田植え、手押しの除草機と全部手作業（昭和

30年頃の日本の水田と同様な風景）。販売は個人が産地業者に販売、一部は婦人グループの加工用（パーボイド）に販売。「構造調整」以前は国がコメを買い上げたが、買い上げを止めたので個人が販売していた。

組合の活動は情報の提供、水路の補修程度で、資金がないので共同販売は行われていなかった。この地域ではコメの需要が多く、折角貴重なコメを生産しても組合に倉庫、精米機がないため販売は個人と産地業者のレベルである。同地には40年を越す稲作の歴史があるが、外国の支援に頼ってきたため自主的な組合活動ができておらず、水路補修のためのドナーを探している状況であった（当時）。

3) バマの女性グループによるコメの加工

粳を蒸すパーボイドライスを作っていた。組合員がガーナに視察に行った時に同活動を見て加工を始めたという。最初は個人でやっていたがグループに拡大し、グループがたくさんできたので連合組織に発展した。カナダの大学が融資、加工場の施設、機材を支援しており、ベルギーのNGOやOXFAMも支援していた。原料は生産者から粳を買い入れており、製品はボボデュラッソの小売商が買



写真6 灌漑水路。乾季はササゲ栽培(ンビディ村)

いに来ているという。

5. ニジェールの事例

1) トロディ県ジョガ村の野菜生産グループ

本邦研修に参加したトロディ県農業事務所の Mr. Alidou MOROU の紹介で訪問した。野菜栽培の面積は7.5ha、メンバー90名(女性88名、男性2名)。乾季に男性は外国等に出稼ぎ不在となるため野菜栽培は女性中心である。水は井戸からロープを結んだバケツで汲み上げる。深さが6～8mと浅いので水汲みは専ら子供の仕事である。グループの入会金は発足当初2000CFAであったが、入会希望者が多いので5000CFAに上げたが上手くいっている様子であった。

組合の活動としては、グループで1.5haの野菜を生産し、収穫物はグループの収益。2008年はキャベツ、タマネギ、サラダ菜等で120万CFAとなった。また、メンバーの栽培した穀物を倉庫にストックをしておき、高値で販売する穀物銀行を実践していた。メンバーが自家用にも不足した時はこれを借りて翌年現物で返すものである。なお、Zai(ザイ)と呼ばれる伝統的な農法があり、穀物の

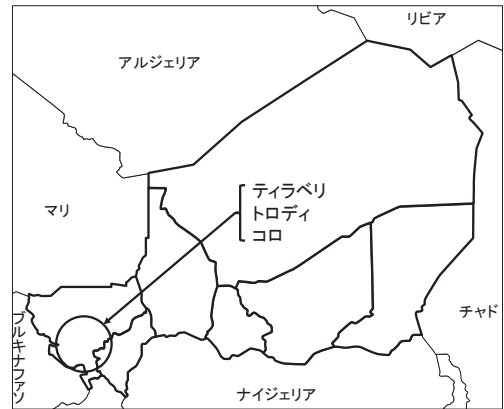


図4 ニジェールの訪問先
(何れもティラベリ州に属す)

栽培は窪地に穴をあけて種子、肥料を入れ埋めるものである。さらに、同地の降水量は400mm前後と非常に少ないが、降った雨が地面に吸われず地表面を流れ去ることから表土が流出してしまう被害が多発する。グループでは被害の出たメンバーの畑を共同で修復する活動も行っていった。さらに化成肥料は高く買えないことから家畜の糞を利用した堆肥づくりが実践されていた。

2) アヨルーの野菜生産グループ(ティラベリ州ティラベリ県)

本邦研修に参加したティラベリ県農業事務所の Mr. Amani MAGAGI の紹介で訪問した。ニジェール川からポンプで水を上げて野菜を栽培している。グループを作って野菜を栽培しているが、販売は個人が週に1度オープンする小売市場に持って行くか、産地商人が買いに来る(ジョガ村と同じ様な形態)。ニジェール川にはカバがいるので、これを見に来る人が多いそうだが夜行性なので昼間は見えない。このカバが夜間に野菜畑を荒らすので、進入防止に電気柵を張っていた。電源はソーラー・バッテリーで、オランダのNGOの支援で入れたという。水揚げのポン

プはアメリカの援助、地区の農林事務所の前にあった小型トラクタ、耕うん機は中国の援助品である。

3) インビディ村の稲作グループ (ティラベリ州ティラベリ県)

上記同様、MAGAGI 氏の紹介で訪問した。1988年にグループを作ったニジュール川沿いの村で、当地に赴任した普及員が各地の野菜栽培のグループ活動を紹介してできた。現在メンバーは60名(女性40名、男性20名、当時)。主なグループの活動は①肥料の販売。50kgの大きな袋で買ってきて1kgの小袋に詰め替えて販売、②コメ、野菜の共同の圃場2ヵ所での収穫物の販売、③穀物銀行、④研修、⑤頼母子講的な活動。現金は女性のみを対象とし、男性は穀物で収穫時に現金で返すものである。当地区もポンプはアメリカが3ヵ年、ドイツが4ヵ年の援助を実施した。集落が川沿いに点在しており、小売市場も各地で週に1回のオープンなので、産地商人の力が強い。

4) 野菜生産グループ (コロ県ウィンデベリ村)

本邦研修に参加したコロ県農業事務所の Mr. Bissala SALMA の紹介で訪れた、幹線道路から離れて凸凹の4輪駆動車でないと走れないような道を20分くらい行ったところの集落である。5年前に、ニジュール政府が井戸を掘ったので周辺に野菜栽培を始めた。スイカ、トマト、タマネギ、サラダ菜、カボチャ等、自家用が主で残りを買いに来た商人に売っている程度である。井戸の深さは6~8mと比較的浅いが、野菜の栽培も基本的知識が乏しく、生育状況は日本の家庭菜園以前の状態であった。食料が自給できない地域で、しかも街から離れている集落で6mも



写真7 野菜園 (ウィンデベリ村)

掘れば水が出るところに栽培用の井戸ができたのが5年前というのが理解に苦しむところである。しかも、この井戸水は家庭用にも使うので朝に水を汲むと昼過ぎまで待っているとのことであった。折角井戸を掘ったのならば、野菜栽培の基礎技術と販売の仕組みまで指導をすれば農家の現金収入に結びつのに残念な話である。集会には60名ほどが集まり、研修生の報告と日本の農業、農協について説明と質問を受けた。肥料の倉庫でのミーティングだったので窓も無く、蒸し風呂の集会となった。何を始めるのにも資金が無いので何とか援助を、といった話に行ってしまう。この場所で先祖伝来の生活をしてきたのに進歩が見えないのは何故かの疑問が湧いた。教育を受ける機会が与えられず、「考える力を持つ人材」を育ててこなかった政府の失政がこのような姿で現れているのではなかろうか。

6. 日本の経験が役に立つ

本邦受入研修のフォローアップを兼ねての現地指導で訪問した4ヵ国の農業・農村は、日本の昭和20年代の後半から30年代の技術

水準であろうが、日本はその後の経済成長の時代から今日までいろいろな段階を経験してきた。

西アフリカ4ヵ国でも、時間の長・短はあっても同じような経過をたどることになる。日本の経験が役に立つのは、次に起きることにどのような準備が必要か、どのように対応をしたらよいかをアドバイスできることである。

例えば、スーパーマーケットが進出して、小売段階の主導権を握った時、既存の小売りがつぶれていく。卸業者も変革を迫られる。新しい流通の仕組みを作らないと農産物のマーケットを失うことになる。同様に外食産業が大きくなり、チェーン店が増えるとコスト競争になる。

高度成長により消費者の購買力が上がる、貿易の自由化が進む中で小規模の家族農業が生きていくためにはどのような工夫が必要かについて、日本は経験している。成功したことと、間違ったことの両方を経験しているのがわが国の強みでもある。

研修事業はやりっぱなしではいけない。本件のような、日本での研修と現地でのフォローアップによって具体的なアドバイスが可能となり、帰国した研修生を中心として当初の事業目的を効果的に進めることができよう。

おわりに

組合の形を取る、取らないにかかわらず、農民による組織化はいたるところで見受けられるが、多くの場合政府指導、あるいはドナー国・機関からの援助受皿組織に位置づけられている。とくに貧困度の高いニジェールの

ような内陸国では顕著であった。一方でコートジボワールやベナンといった港を有する国は、外部からの情報も利益も比較的容易に受けやすい環境にあり、農民組織も「棚から牡丹餅」を待つ受け身から、自ら切り開く気概が見受けられた。政府が脆弱な西アフリカをはじめとする開発途上国においては、自ら考え、立ち上がる農業者組織が求められており、組合員一人ひとりが裨益するきめ細かなサービスは、政府機関には求められないことを多くの農業者は既に気が付いている。わが国の協力は二国間が主流であり、相手国政府に支援することを第一義としているが、貧困かつ低所得の農業者を直接支援するアクターとして、農民組織あるいは農業者組合が重要な役割を担っているのは確かである。わが国はそれら組織の企画・運営から如何に発展させるかといった多くのノウハウを有しており、そのノウハウは惜しむことなく発揮されるべきものではなかろうか。

最後に、本事業に助成頂いた農林水産省、現地指導の実施に種々便宜を図って頂いた独立行政法人国際協力機構（JICA）、本邦受入研修の実施にご協力頂いた財団法人アジア農業協同組合振興機関（IDACA）他関係者の方々に対し、深甚なる謝意を表します。

引用文献

平成20年度「開発途上国農民組織化推進事業」
農民組織化支援事業 事業完了報告書
平成21年3月、JAICAF

(* 特定非営利活動法人農民組織国際協力協会
推進理事長・**JAICAF 業務グループ調査役)



途上国の農協人材育成に貢献する IDACA ～取組みと今後の展望～

安部 幸男

1. (財) アジア農業協同組合振興機関 (IDACA) のミッション

(1) IDACA 設立時の協同組合を巡る情勢

1950 年代初頭から協同組合運動の国際的な連帯を強化する動きに呼応して、「アジア協同組合懇談会」が 1950 年代に 2 度開催された。その理由は、アジアの戦後復興は、農業から始めるべきとの見地から、農民組織の育成を図ることが重要であると考えられたからである。この時代に入ると、日本の農業や農協は徐々にテイクオフし、戦前の状況を上回るようになっていった。一方で、アジア各国から地域連帯を求める機運が生まれ、日本は、戦時荒廃に報いる道と考え、農業は国際農友会が協同組合は全国農協中央会が中心となり、地域的連帯を強めて、全世界的な協力を進める試みがなされた。その一環として、開催されたのが上記の「アジア協同組合懇談会」である。

(2) IDACA 設立の目的

こうした情勢を受けて、当時の全国農協中央会（全中）の会長であった荷見安^{はすみやすし}は、アジア諸国の農業協同組合（農協）指導者に対して結集を呼びかけた。この呼びかけに応じて、1962 年に第 1 回アジア農業協同組合会議が

東京で開催され、アジア地域から 15 ヶ国の他、米国の代表ならびに国際食糧農業機関（FAO）、国際労働機関（ILO）、国際協同組合同盟（ICA）、国際農業生産者連盟（IFAP）などの国際機関もオブザーバーとして参加した。この会議では、①農協発展のための相互協力、②協同組合間貿易の推進、③アジア協同組合金融機関の設立および④アジア農協振興機関（IDACA）の設立の 4 項目が決議された。この会議を受け、アジア地域の協同組合関係者の育成を図るため、1963 年 7 月に全中や全国農業協同組合連合会（全農）などの全国連組織、全国の農協の拠出ならびに協力によって財団法人として設立されたのが IDACA である。

IDACA50 年の歩み

- 1950 年代
2 度のアジア協同組合懇談会の開催
- 1962 年
第 1 回アジア農業協同組合会議開催
(IDACA 設立を決議)
- 1963 年
全中、全国農業協同組合連合会、日本各地の農業協同組合の拠出・協力により IDACA 設立
- 1963 ～ 1965 年（初期）
コロボプラン農協研修を海外技術協力事業団東京国際センター（TIC）にて実施
- 1965 年
IDACA 研修センターの完成

ABE Yukio: IDACA's Contribution to Human Resource Development for Agricultural Cooperatives in Developing Countries -History and Future Perspective

1965～1972年（黎明期）

国際協同組合同盟（ICA）、アジア・アフリカ農村復興機構、アジア生産性機構等に関係した研修・セミナー、自主研修、日タイ間貿易促進のためのタイ農協研修、日系人を対象としたブラジル研修等を実施

1970～1980年（奮闘期）

開発途上国における農村開発・農民組織化を重要視、アジア協同組合最高指導者会議の開催、タイ・インドネシア研修、協同組合センターセミナー（スウェーデンとの共催）、JICA「タイ農協組織育成プロジェクト」等の実施

1980～1990年（開花期）

ICA 東南アジア農協経営研修等の実施（当時、本研修はミニ大学院コースと呼ばれ、研修員の評価が高かった。研修員は帰国後、農協の幹部職員や全国連合会の幹部等になり、各国の農業・農村振興に大きく貢献した）。アジア協同組合最高指導者会議、ICA アジア 東南アジア 地域協議会、IDACA 諮問委員会等の開催

1990～2000年（結実期）

ICA 東京大会にて、途上国の農協育成に果たした貢献に対して感謝の盾を受贈。ジェンダーイシューへの対応として、アジア・アフリカ農村女性指導者会議を開催。その他多様な研修を実施。

2000年以降

途上国における小規模農家ならびに農村女性の協同組合組織化を通じ農村地域の活性化を支援することを目的として、専門家の海外派遣業務を開始、途上国の女性組織と農協女性部との人的交流を促進。日本社会および途上国のニーズに応え、PCM 研修やアクションプラン作成法等、より実践的な研修内容に重点を置く。また、新たなニーズとして「サプライチェーン」、「トレーサビリティ」、「農業生産工程管理（GAP）」等の研修を開始。さらに、LDC 諸国に対する「ファーマーズマーケット」、「一村一品」、「マイクロクレジット」等のプログラムを組み込んだ研修を実施。

以来、全国の農協による国際協力の一環として、今日まで112カ国から5615名にのぼる協同組合のリーダーや、協同組合振興に係る行政官等を受け入れてきた。IDACAでの研修修了後、研修員は各国において協同組合、農業および地域振興などに重要な役割を果たしているとともに、親日家として、単なる協同組合振興にとどまらず、日本のイメージアップにも大きく貢献している。

2. 事業活動の概要

IDACAでは、地域内の農業協同組合の発達を図り、もって域内の経済的社会的発展に寄与することを目的として、研修や開発調査事業を実施してきた。ここでは、研修概要の紹介を通じて、現在の開発途上国におけるニーズや農業協同組合をめぐる状況の一端をお見せしたい。

現在の主な研修を大別すると、JICAやICAからの受託研修及びアジア諸国等の要請に基づく研修などがある。

（1）JICA 研修

JICA 関連の研修では、農協の組織と強化等を目的とした農協振興に関する研修の他、農業政策策定・実行をテーマとした研修を実施している。

また、近年は、アフリカ地域のアグリビジネスに焦点を当てた研修も実施し、参加国から人気を博している。アフリカ地域では、資源外交の一環として中国や韓国の進出が目覚ましく、また、欧米先進国からの投資も徐々に増えている。花などの農産物の輸出などが始まっていることは衆知の通りだが、全体としての農業生産活動は依然として自給自足の状態が多く、農協、農民組織、中小企業などの組織は育っていないのが実態である。この

ことから、農家所得の向上を図るためのアグリビジネスの振興が重要であるとして、本研修が考案された。

また、2006年に日本・マレーシア経済協力協定（EPA）が締結され、その一環である研修計画（EPP）に基づいた研修が実施されている。研修目的は食料安全保障の観点から自給率を高めるため、協同組合を通じて農産物の販売強化を計ることにある。この研修の特色は、マレーシア側が渡航費を持ち、一方、日本側（JICA）が国内研修経費を負担するコストシェアリング方式の研修となっていることにある。

（2）ICA 関連研修

ICA 関連研修としては、①中核リーダー育成支援研修、②農村女性地域活性化支援研修、③農産物品質・安全管理研修がある。

招聘国はメコン川流域に位置するカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムと南アジア諸国を対象としている。研修実施のための資金は、我が国農水省のICAへの拠出金である。

中核リーダー育成支援研修は、メコン河流域国や南アジア諸国のLDC等における農業生産性向上および所得向上に資するため、農協または農家グループの中心を担う中核リーダーの育成支援である。

農村女性地域活性化支援研修は、1991年に開始した「ICA農村婦人指導者研修」に由来する研修で、メコン河流域国や南アジア諸国のLDC等の所得向上および貧困削減に資するため、農業セクターを活性化する上で重要な役割となる農村女性の起業活動コーディネーターの育成を支援するものである。

農産物品質・安全管理研修は、2003年から実施されていた農民組織化および農産物販



2千7百メートルにある貯蓄・倅約協同組合の幹部や女性農業普及員からの情報聞き取り（ブータン）

売強化を目指した「ICAマーケティング研修」に代わり、2011年から新たに開始した研修である。メコン河流域国や南アジア諸国のLDC等における農業生産性向上および所得向上に資するため、農協または農家グループにおいて農産物の品質管理や安全性管理を担う流通専門家を育成している。

（3）協定研修

諸外国との協定や要請による研修として、ブラジルのコチア農協、韓国農協中央会、台湾農会、マレーシア協同組合大学、インド肥料協同組合らとの協定に基づく研修や、ICA共催研修等を実施してきた。

（4）その他の研修

現在行っている上記研修に加え、これまでICA共催セミナー、RECAセミナー、タイコミュニティ育成研修等様々な研修を実施してきた。さらに、短期間の個別研修については、2011年現在で807名が受講している。

（5）事後協力指導

元研修員に対する事業協力指導のため、IDACAと全中が協力し、アジア域内を主として、農水省の補助を得て、1977年から毎

年1回、ICAや対象国の協同組合全国連組織の協力のもと実施してきた。協力指導の内容は、帰国研修員の活動状況や当面の課題を把握し、IDACA研修の適用や成果について直接聞くと共に、訪問国の農協の実態を調査し、研修事業内容の改善に生かすことである。

(6) 研修方法

講義、現地研修、討論、報告書作成等を基本に構成している。とくに、アカデミックな理論的な研修ではなく、農協運営の実践的な学習に重点を置いている。日本の農協運営の具体的な学習の中から、それが組合員のために、または国民経済の中でどのような役割や機能を果たしているか、また、運営の原則は何かを見出し、自国での適応を考えるよう指導している。

最近、国内外の様々な事例に関するケーススタディーを重視し、JICAやNGOの専門家を講師として増やしていることやアクションプランの策定、チューター（個別指導）等にも力を入れている。さらに、研修効果を一層高めるために、研修員の「自己改革」や「意識改革」を促進するための、アサーティブやコーチングなどのロールプレーやゲームなど、実践的な手法も導入している。こうした手法は、すぐに効果を生むわけではないが、研修員の自覚や気づきを促すきっかけになることが期待されるからである。実際、インドネシアやフィリピンの協同組合研修センターなどでも従来の机上の教育技法に比べ成果が上がることから一般的に使われている。

3. これまでの成果と今後の課題

(1) これまでの成果

IDACAの研修が途上国の人材育成にどのように貢献してきたかについて、それを定量



NGOの研修会で農民に組合運営と農産物の品質管理の大切さについての説明（ガザ、パレスチナ）

化することは容易ではないが、途上国、とりわけアジア諸国において協同組合開発に携わる政府や協同組合の役職員の中核をなす多くはIDACAの卒業生といっても過言ではない。卒業生の中には、後に大臣となった研修員もおり、農協の組合長、政府機関の局長、次官になった研修員もいる。実際、事後指導等で各国を訪問した際、元研修員が各職場で自信を持ちながら、生き生きと働いている姿を見るたびにIDACAが果たしている人材育成の重要性を再認識させられる。

(2) 帰国研修員が農業・農村発展にもたらした具体的な事例と影響

研修員が帰国後、学んだ知識や情報を活用し、各国の農業、農協および農民組織等にどのような影響をもたらしたかについて、次の3つの事例を簡潔に紹介したい。

①ネパールの女性貯蓄信用協同組合

2004年にICA女性研修に参加したアムリタ・スバ女史は、帰国後、日本での経験を役員や組合員に伝えると共に、JA女性部の活動を参考にして、女性グループを組織化して職能訓練を開始し、女性起業を支援

した。また、町の環境美化活動、組合員の健康管理活動も実施するようになった。その後、女性貯蓄信用協同組合の組合長に選出され、農村女性のエンパワメントのみならず、地域にも大きな貢献を果たしている。

②ミャンマーの全国協同組合中央会

1966年にJICA農協研修に参加したキン・マウン・アイ氏は、長らく停滞していた協同組合運動を活性化し、2006年には、若いながら全国協同組合中央会（CCS）の会長に選出された。その後、協同組合銀行の理事長をも兼務するようになり、都市部だけでなく農村部にもマイクロクレジットを導入するなどミャンマーにおける貧困緩和に大きな役割を果たしており、今では同国の名士となっている。

③エチオピアのオロミア・コーヒー生産者組合連合

1944年にJICA農協研修に参加したタデッセ・メスケラ氏は、当時、オロミア州農業開発機関に政府職員として勤務していたが、その後、小さな生産者組合の統合に尽力し、1999年にオロミア・コーヒー（OCFCU）が設立され、マネジャーとなる。

そして、日本で学んだ経験を生かし、環境保護や社会的公正を推進することを組織の理念として組合を運営し、今では組合員数10万人強を誇り、事業経営の約4割はフェアトレード方式を採用している。この方式がもたらした社会的なインパクトとしては、15の学校の設立、生産投資、有機農法による環境保護、クレジットプログラム、4つの診療所などがあげられる。

2007年8月、タデッセ・メスケラ氏は、オロミア・コーヒーのPR等ビジネスで日本に立ち寄った際IDACAにも立ち寄り、日本

での研修が帰国後の活動に大きな影響を与えたことや現地の様子について、熱く語ってくれた。

(3) 今後の課題

1つは、近年、研修資格要件を示しているにも関わらず、研修テーマにそぐわない研修員が選定されるケースが散見されることである。その理由は、研修機会の増加によって、語学力のある研修員が見つからないこと、また、経済発展に伴い派遣先組織が忙しくなり、海外研修に人を出しにくくなっていることにある。そのため、研修に何度も参加する研修員が出てくるが増えている。この他、派遣先である全国連組織は自らの職員を優先的に派遣しがちで、研修での知識や情報がより生かされるであろう現場の人たちのチャンスが少なくなっていることも問題である。JICAのように海外事務所での事前面談ができれば、この問題はかなり解消されるのではないかと思われる。今後はICAや派遣先組織とも協議し、同問題の解決を図るよう検討している。こうした傾向がある一方で、JICA研修に参加するケニアからの研修員などは、テーマに合った優秀な人材が派遣されるようになっており、同国の農業省の真摯な姿勢が感じられる。このことについては、ほかの農業関係のJICA研修担当者からも同様な意見を聞いている。

2つ目は、農協や農民組織の育成により効果があがるのは、政府役人に対する研修よりは農民を教育することであると考えられ、今後の対策としては、女性の参加者数の向上と相まって、農民の参加者をできるだけ増やすような工夫をする必要がある。

3つ目は、JAの農協合併推進等の理由により、JA県中央会の職員が年々減少してい

るため、現地研修手配が難しくなっており、現在は個人的な人脈に頼るなど色々と工夫しているが、これも検討課題となっている。

4つ目は、農業・農協をめぐる環境変化に伴い、JA 全中からの交付金が年々減少しており、経営安定を目指して、多角的な資金確保の方法を検討する必要があることである。

おわりに

筆者は、33年に亘り、教務職員としてこれまでに4500名近くの研修員と接してきた。IDACAの元常務理事も述べていたが、昔の参加者は端的にいてそれぞれ表向きには自らの弱さを故意に隠し、自らの国、組織の代表者であるという自負を過剰に示し、肩を怒らせた態度を保持した「強がり」の反面、途上国として先進国に学ばなければならないという卑屈さを態度に示しすぎるといふ「弱さ」の面を合わせて持つ姿勢が見られた。また、研修員の中には、「なぜ東京には象が歩いているのか」などの滑稽な質問をする人も見られたが、最近はグローバル化や技術革新により世界がフラット化し、情報が格段と増え、研修員が均質化しているように感じられる。昔の研修員はカメラを日本で購入することを一番の楽しみにしていたが、最近は来日前に自国で購入しており、持参してくる研修員も珍しくなくなっている。

昨今、内外のメディアで伝えられているように、「アラブの春」をはじめとして、途上国の社会経済に大きな変化が起きており、1990年頃までは、世界銀行の構造調整政策を導入せざるをえないほど先進国の援助に依存していた途上国の協同組合も民主化が進み、徐々にテイクオフしてきている様子が伺える。以前は過度な政府の介入が協同組合の

自立や自主性を阻害していたが、近年はグローバル化の影響により、援助依存だけでなく投資が増えるなど、途上国においても経済が発展してきており、自立した協同組合がでてくるなど、徐々に、光明が見えるようになっている。リーマンショックの際にも、先進国だけでなく途上国の協同組合が不況や景気後退に強い復元力を示したことも印象に新しい。

研修業務や専門家として人材育成業務に係ってきた経験から、途上国の農業や農協の発展を阻害する要因はいろいろ考えられるが、主たる理由は、農民の勤勉性やモチベーションに問題があるのではなく、むしろその促進を阻む人々の価値観や国のシステムにあるのではないかと感じている。すなわち、「利己主義、縁故主義や変化を望まない価値観」、「規律、誠実性、チームワーク精神等の欠如」などである。こうした感覚は、日常、研修員と接していて、しばしば感じる。

よく、「民度を越えた国の発展はありえない」といわれるが、途上国の民度を上げるためには、非識字率を下げ、一般教育を普及することが必須であり、それに加え、チームワークの大切さや時間厳守などの精神的な価値観を学ぶことも必要となる。このことが貧困解消を促し、ひいては規律や秩序のある安全な社会の構築に繋がるのではないかと思われる。日本の協同組合運動では、協同組合は「教育に始まり、教育に終わる」との信念に基づき、教育や研修活動を重視してきたことが今日、世界でも冠たる協同組合が形成されたのだと確信している。

こうした観点から、上記1.(3)の研修方法の中でも言及しているように、研修員の「意識改革」や「自己変革のための覚醒」を促せる

ようなカリキュラムを取り入れるようになった。実際、国際協力の分野では、問題分析のためのPCM (Project Cycle Management) 手法に加えて、住民参加を促すPRA/PLA (Participatory Rural Appraisal / Participatory Learning and Action) 手法も重要視されているのはその表れだと思われる。

翻って、筆者自身が逆に研修員から学ぶことも色々あったと、感慨深いものがある。例えば、「人をいたわる優しい心や寛容性」、「家族の絆や笑顔の大切さ」、「楽観的な物の考え方」等があげられる。日常、研修員との交流を通じて、「教育とは双方通行である」こと

を良く再認識させられ、世界に友人ができたということは、私にとっても貴重な財産になっている。

課題はまだ色々あるが、これからも上記した3つの協同組合のような協同組合関係者の育成を計るべく、これまで積み上げた経験を後輩らと分かち合い、ニーズに合った研修を実施していくよう、微力ではあるが頑張っていく所存である。

(財団法人アジア農業協同組合振興機関
シニア・コーディネータ)



環境保全と森林 －地球サミットから 20 年の取組と課題－

戸 谷 玄

はじめに

「環境と開発に関する国際連合会議 (United Nations Conference on Environment and Development: UNCED、通称：地球サミット)」から 20 年となる本年 6 月 20 日から 22 日、地球サミットが開催されたリオデジャネイロ (ブラジル) で「国連持続可能な開発会議 (United Nations Conference on Sustainable Development: UNCSD、通称：リオ+ 20)」が開催された。リオ+ 20 には、国連加盟 188 ヶ国および 3 オブザーバーから 97 名の首脳を含む多数の閣僚級が参加したほか、各国政府関係者、国会議員、地方自治体、国際機関、企業および市民社会から 3 万人とも 4 万人ともいわれる方々が参加した。本稿では、地球サミットから 20 年という節目のこの機会に、また、リオ+ 20 の日本政府代表団の一員として、私見を交えつつ解説を試みる。なお、本稿に表した見解は日本政府や林野庁の公式な立場ではないので、念のため申し添える。

1. 1992 年の地球サミットに至る道のり

歴史をひもとけば、地球サミットは、40 年前にストックホルム (スウェーデン) で開

催された環境問題についての世界で初めての大规模な政府間会合である国際連合人間環境会議 (通称：ストックホルム会議) に端を発する。この会議において「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」が採択され、これを実行するため、国際連合において環境問題を専門的に扱う国際連合環境計画 (United Nations Environment Programme: UNEP) が設立された。その 10 年後の 1982 年にはストックホルム会議開催 10 周年を記念した UNEP 管理理事会特別会合 (通称：ナイロビ会議) が、UNEP の事務局が置かれたナイロビ (ケニア) で開催された。この会合では、今日の環境問題のキーワードである「持続可能な開発」という概念が提唱され、また、日本政府を代表して、原文兵衛環境庁長官が、地球の環境保全に関する諸施策を長期的かつ総合的な視点から検討し、21 世紀の地球環境の理想像を模索するとともに、これを実現するための戦略を策定するため、高い識見と深い洞察力を有する世界有数の学識経験者を構成員とする特別委員合を国連に新設することを提案した。これに基づいて、1983 年の第 38 回国連総会は、「環境と開発に関する世界委員会」の設立を決議し、翌 1984 年に元ノルウェー首相のグロ・ハーレム・ブルントラントを委員長とする委員会が発足した。同委員会が 1987 年にまとめた報告書「地球の未来を守るために (Our Common Future、

TOTANI Gen : Environment Conservation and Forests -2 Decades of Efforts and Challenges after Rio Earth Summit

通称：ブルントラント報告)」には、「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」という持続可能な開発の概念が打ち出されている。

2. 地球サミットの開催

こうした背景の下、いわばストックホルム + 20 としてリオの地球サミットが 1992 年に開催された。地球サミットでは、準備会合や本会議を通じて、環境保全に重点をおく先進国と開発および貧困問題の解決を重視する開発途上国との間の様々な対立点について議論が深まり、世界的な合意が形成された。具体的には、21 世紀に向けての国家と個人の行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」、同宣言の諸原則を実行するための行動計画である「アジェンダ 21」、全ての種類の森林の重要性の認識および森林保全と持続可能な管理の必要性を訴えた「全ての種類の森林経営、保全および持続可能な開発に関する世界的合意のために法的拘束力のない権威ある原則声明（通称：森林原則声明）」が採択されるとともに、「リオの双子の条約」と呼ばれる「気候変動に関する国際連合枠組条約」および「生物の多様性に関する条約」が署名のために開放された。また、「国連砂漠化対処条約」を作成するための政府間委員会の設置が基本合意されたが、この国連砂漠化対処条約を加えて「リオ 3 条約」と呼ばれることもある。また、地球サミットが開かれた同年 12 月第 47 回国連総会において、アジェンダ 21 の実施進捗振りのモニターおよびレビュー等を目的とした持続可能な開発委員会（Commission on Sustainable Development: CSD）が設立された。

3. 地球サミットにおける森林に関する議論

地球サミットにおける森林問題に関する議論は、とくに先進国の市民社会における環境問題への意識の高まりを背景に、欧米諸国を中心とする先進国が生物多様性条約や気候変動枠組条約と同様に森林に関しても法的拘束力を有する国際的枠組の策定を主張した一方、熱帯林保有国などの途上国が、森林資源の利用に制約が加えられることを危惧してこれに反発し、さらに、先進国からの資金や技術の移転、木材製品に対する市場アクセスの必要性や、熱帯林ばかりでなく先進国自身の森林も経済発展とともに大幅に減少・劣化してきた歴史的背景にも議論が及び、森林問題が南北の利害対立の構図の中で議論された。結局、森林に関するグローバルな法的拘束力を有する枠組み合意には至らなかったものの、「森林原則声明」が森林に関する初めての世界的な合意として世に送り出されることとなった。

4. IPF および IFF

地球サミットの後、CSD の下に「森林政府間パネル（International Panel on Forest: IPF）が 1995 年 9 月に設立され、1997 年 2 月までの 4 回の会合で以下の事項について検討され、国家レベル、国際レベルで取り組むべき多数の行動提案を盛り込んだ最終報告書を第 5 回 CSD に提出した。

1) IPF の検討事項

- (1) 各国および国際的なレベルでの森林に関する UNCED 合意の実施状況
 - ① 国家森林計画および土地利用計画等を通じた UNCED 合意の実行方策
 - ② 森林減少・劣化の原因究明
 - ③ 森林に関連した伝統的知識の保護・利用

の促進方策

- ④砂漠化の影響を受けた脆弱な地域および大気汚染の影響を受けた地域における(再)造林と森林回復のための支援方策
 - ⑤森林低被覆率国における森林保全対策等
- (2) 資金協力および技術移転における国際協力
- (3) 科学研究、森林評価および持続可能な森林経営の基準・指標
- ①全ての種類の森林の多様な利益の評価
 - ②森林の多様な利益の適切な評価方法についての検討
 - ③基準・指標の適用、統一化等の促進方策
- (4) 森林の生産物およびサービスに関連した貿易と環境
- (5) 国際機関および適切な法的メカニズムを含む多国間の措置等
- ①国際機関等の取組み状況等の把握
 - ②法的措置を含む新たな国際約束の検討

IPFでは未解決事項として、森林に関する法的文書(legally binding instrument)等への取組、新たな国際基金(資金メカニズム)の創設、貿易と環境問題(林産物貿易に関わる市場アクセスの改善)等が残され、1997年7月の第19回国連環境開発特別総会(UNGASS)において、IPFの後を受け、アドホックで自由参加の森林政府間フォーラム(International Forum on Forests: IFF)をCSDの下に設置することが決定された。

IFFは1997年10月から2000年2月まで4回にわたって開催され、IPFの行動提案の実施促進方策やIPFの未解決事項について集中的に討議してきた。最終会合の第4回会合では、最大の懸案事項であった「国際的な取決め及びメカニズム」の議論の動向に各国の高い関心が集まっていたが、条約作成推進

派(カナダ等)と反対派(米国、ブラジル等)の意見の差異は解消されず、結果として今後の条約作成の検討の可能性をも残した形で、「国連森林フォーラム(United Nations Forum on Forests: UNFF)を設立し、持続可能な森林経営の実施の促進や政策対話等を継続することで各国は一致した。

5. UNFF(第5回会合まで)

IFFの結果を受け、2000年10月の経済社会理事会再開会合において、①持続可能な森林経営のための諸施策の検討、②IPF/IFFの行動提案の実施の促進、③法的枠組を策定するマンダートの要素について経済社会理事会への報告を主要目的としたUNFFの設立決議が採択された。IFFの最終報告書では、条約は各国や国際機関等による持続可能な森林経営に向けた取組のモニタリングや評価を踏まえ、5年以内に法的枠組を策定するマンダートの要素について検討することとされたことから、2001年6月に開催されたUNFF第1回会合では5年間にわたる多年度作業計画を採択し、UNFFの各セッションでは「資金」、「技術移転」、「人材育成」、「貿易」といった共通事項を議論しつつ、セッションごとに特定の重点分野について議論し、多年度作業計画の最終年には活動状況のレビューと法的文書作成の要否等について検討することとされた。

多年度作業計画の最終年にあたるUNFF第5回会合では、森林・林業分野に対する政治的関心や社会全体の支持の促進、具体的な行動の推進等の観点から、各国とも何らかの国際的枠組は必要との認識を共有していることが確認され、新たな国際的枠組は、実効性を高める観点から、世界レベルおよび地域レ

ベル双方の枠組を活用する方向で考えがほぼ一致したものの、具体的な国際的枠組のあり方、同枠組が目指すべき目標などについては各国の意見の隔たりが大きく、2006年2月に第6回会合を開催し、これらの問題についての合意を目指すこととなった。

6. ヨハネスブルグ・サミットの開催

2002年、南アフリカ共和国ヨハネスブルグにおいて持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development: WSSD、通称：ヨハネスブルグ・サミットまたはリオ+10）が開催され、小泉純一郎総理、川口順子外務大臣、大木浩環境大臣（農林水産省からは遠藤武彦副大臣ほか）が出席した。ヨハネスブルグ・サミットは、アジェンダ21および1997年の国連環境開発特別総会において採択された「アジェンダ21の一層の実施のための計画」の見直しや新たに生じた課題等について議論するために開催された。ヨハネスブルグ・サミットでは、政府間交渉を経た成果物として持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言および実施計画が採択され、また、政府間交渉を経ない「タイプ2」の成果物として各国政府、国際機関、NGO等が表明する取組（約束文書）が多数取りまとめられ、わが国からは、水、森林、エネルギー、教育、科学技術、保健、生物多様性等の分野で、計30のプロジェクトを登録した。

森林分野に関しては、ヨハネスブルグ・サミットが、UNFF 多年度行動計画のさなかのUNFF 第2回会合と第3回会合の間に開催され、IPF/IFFの行動提案の実施を促進しつつUNFF 第5回会合に向けていくという状況にあり、新しく何かを決める状況には

なかったが、2002年5月に朝海和夫外務省国際貿易経済・地球環境問題担当大使およびプラコサ・インドネシア林業大臣との間で合意したアジア森林パートナーシップ（Asia Forest Partnership: AFP）をタイプ2プロジェクトとして登録した。

7. アジア森林パートナーシップ

AFPは、わが国とインドネシアが共同提唱し、アジア大洋州地域における持続可能な森林経営を達成するため、政府、国際機関、市民社会（NGO等）が協働的に取り組むためのパートナーシップとして、ヨハネスブルグ・サミットの機会に発足した。

AFPの第Iフェーズ（2002～2007）では、年次会合、オープンフォーラム、インターネット等を通じたパートナー間の情報交換・提供を行うとともに、UNFF等の森林に関する国際的な議論の場で、違法伐採対策の重要性、AFPの取組等を啓発・普及してきた。違法伐採および関連する貿易に関する国際的認識を高める上でAFPの果たした役割は大きく、その後、多くの国際フォーラムで違法伐採および関連する貿易についてオープンな議論が展開される素地を作った物といえる。2007年11月に横浜で開催されたAFP第7回会合において、これまでの活動の成果を踏まえ、2008年から第IIフェーズを開始すること（2015年までの8年間）、その主要テーマを、①森林が提供する産物および生態系サービス（気候変動の緩和と適応、水源の涵養、生物多様性の保全を含む）を維持するための森林減少・劣化の抑制および森林面積の増加、②違法伐採対策（関連する貿易を含む）とすることなどを決定し、活動を継続してきた。

8. UNFF（第6回会合から第9回会合）

UNFF 第5回会合からの議論が持ち越された2006年のUNFF 第6回会合では、今後のUNFFのマンデート等について、①森林減少傾向の反転、②森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化、③保護された森林および持続可能な森林面積の大幅な増加と持続可能な森林からの生産物の増加、④持続可能な森林経営のためのODAの減少傾向の反転を4つの世界的目標（Global Objectives on Forests：GOFs）とし、2015年までは、法的拘束力を有さない国際的枠組みの下で、同目標の達成および持続可能な森林経営の推進を目指す（すなわち、2015年以前は世界森林条約の交渉は行わないといういわばモラトリアムとなる）ことで一致し、また、違法伐採問題への対処の必要性につき幅広い支持が得られ、「各国の国内法に照らして違法な行為および林産品の違法な貿易に対処するための各国の能力を強化する」よう各国に求めることが盛り込まれた。とくに後者については、ヨハネスブルグ・サミットのタイプ2パートナーシップとして設立されたAFPを通じ、違法伐採および関連する貿易について、多様なステークホルダーがパートナーとなり、開かれた議論を行ってきたことによるところが大きい。

UNFF 第6回会合の結果を受け、2007年のUNFF 第7回会合では、「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を持たない文書（Non-Legally Binding Instrument on all type of Forests: NLBI）」および2015年までの新しい多年度作業計画（Multi-Year Programme of Work：MYPOW）」が採択され、2015年までの各UNFFセッションの具体的な議題が以下のとおり設定された。

UNFF 8（2009）「環境変化における森林」および「持続可能な森林経営のための実施手段」

UNFF 9（2011）「人々、生計および貧困削減のための森林」

UNFF10（2013）「森林と経済開発」

UNFF11（2015）「森林：国際的な森林枠組に関する進捗、課題および進むべき道」

UNFF 第7回会合で合意されたNLBIは、UNFF 第6回会合で合意された森林に関する4つの世界的目標を掲げた上で、持続可能な森林経営の促進のために、①各国が講じるべき25項目の国内政策および措置（国家森林プログラムの整備・実施、持続可能な森林経営を促進する政策の策定・実施等）、ならびに、②19項目の国際協力および実施手段（持続可能な森林経営のための実施手段強化に向けたハイレベルの政治的コミットメント確保に向けた努力、国内法に基づき森林に関する違法行為に対処するための能力強化、違法な林産品等の違法貿易への対処に向けた国際協力等）につき記述したもので、地球サミットで合意された森林原則声明に次ぐ、森林に関する2番目の世界的な合意と認識されている。

直近開催の2011年のUNFF 第9回会合では、UNFF からリオ+20への貢献として「国際森林年開幕にあたっての第9回国連森林フォーラム ハイレベルセグメント閣僚宣言」が取りまとめられた。

9. そしてリオ+20

リオ+20は、2009年12月24日の国連総会決議64/236により開催が正式に決定された。環境と開発に関する会議が1992年の地球サミット（または1972年のストックホル

ム会議) から10年ごとに定期開催されることが決まっていた訳ではないが、定例化の流れを「ほぼ」固定化したといえる開催時期と通称であり、リオ+20の会場でも「次回のリオ+30(または+40)では」という発言を耳にすることがしばしばあった(余談ながら、ストックホルム+40という名称の会合もリオ+20とは別に、本年4月、スウェーデン政府の主催によりストックホルムで開催された)。

リオ+20では、「持続可能な開発および貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」と「持続可能な開発のための制度的枠組み(International Framework on Sustainable Development: IFSD)」の2つを主要テーマとして掲げ、持続可能な開発に係るこれまでの進捗を振り返るとともに、さらなる行動と進展に向けて協議が行われることとされ、成果物として焦点を絞った政治的文書を作成することとされた。

成果文書の作成に向けて、昨年11月1日を締切として、関係国、国際機関、メジャーグループ等から意見が招請され、わが国政府および国内民間団体から構成されるリオ+20国内準備委員会からも意見を提出した。677に及ぶ提出意見をリオ+20事務局が取りまとめて本年1月10日に示したゼロドラフトでは「森林・生物多様性」に2パラグラフ(うち森林は1パラグラフ)のみを当てる内容であった。これは、森林に関する取組が、「UNFF-MYPOWの下で2015年までNLBIを推進する」という比較的安定した状況にあったことのほか、森林問題に関する国際的関心が十分に高まらず、持続可能な開発における重要な多くのイシューに果たす森林の役割についての認識が行きわたっていなかったた

めと考えられる。

実際の成果文書交渉では、会議のテーマである「グリーン経済」や「制度的枠組み」についてすら議論がなかなか進まず、個別分野の多くについては途上国グループ(G77+中国)がリオ原則の1つである「共通だが差異ある責任」を持ち出し、それに対して先進国が新興国に応分の負担を求める等の「交渉の構図」が固定化し、グループ内の意見調整もあって交渉がはかどらず、個別分野の議論に十分な時間が割かれないうまま、リオ+20直前の会合まで持ち越されることになった。6月に行われた協議の場をリオに移しての交渉も予定の3日間では収まらず、一時は「首脳判断を仰ぐ要調整事項」を数100も残したまま首脳会議に入る可能性まで危惧されたが、各国首脳がリオに到着する前に、調整事項なしの「交渉官限り」の合意テキストとして取りまとめられ、最終的にそのまま首脳合意された。

リオ+20の成果文書「我々の求める未来」は、英文53ページ、全283パラグラフに及ぶ、①グリーン経済は持続可能な開発を達成する上で重要なツールであり、それを追求する国



写真1 深夜におよぶ成果文書交渉(少数国)

による共通の取組として認識すること、②持続可能な開発に関するハイレベル・フォーラムの創設等、③都市、防災を始めとする26の分野別取組についての合意、④持続可能な開発目標（SDGs）について政府間交渉のプロセスの立ち上げ、⑤持続可能な開発ファイナンス戦略に関する報告書を2014年までに作成することなどを主な内容とするものとなり、森林については、UNFF 9閣僚宣言の内容を主とした4パラグラフがあげられた。

終わりに

1992年の地球環境サミットからの20年を振り返ると、リオの環境サミットでは条約作成を目指す動きはあったものの法的拘束力を有さない森林原則声明として決着して以来、法的拘束力を有する世界的な森林に関する枠組みの必要性は世界的におおむね共有されつつも、その思惑には大きなギャップがあり、実現に至らなかったところに課題があるといえる。これは、森林に関する主要な意思決定が求められるタイミングと、環境と持続可能な開発に関する会議のタイミングがうまく整合してこなかったことにもその一因があるようにも思われる。また、資金問題については、その問題は広く認識されつつも、資金の透明性とガバナンスの確保された効果的・効率的な活用を求める先進国側と、新規資金やグローバル森林資金の設立を求める開発途上国側の意見がかみ合わない状態が続いている。

一方、EUでは2010年に違法伐採に由来する木材・木材製品をEU市場から閉め出すEU木材法を制定・一部施行し、2013年3月までに完全施行することとしており、EU域内規則の形を取りつつEUに木材・木材製品を輸出する国々に大きな影響を与えつつある。また、昨年5月、第6回欧州森林保護閣僚会議（Ministerial Conference on the Protection of Forests in Europe: MCPFE、通称：フォレストヨーロッパ）では、欧州の森林に関する法的拘束力を有する合意（legally binding agreement on forests in Europe、いわば欧州森林条約）の政府間交渉を開始し、2013年前半までに成案として同年中の決議を目指すことを決議し、そのプロセスが進行中である。また、2015年を目標年としたMDGsについてはその後継となる開発計画をリオ+20において政府間交渉プロセスが開始されることが決まったSDGsと統合していくとの見方もある。

持続可能な森林経営に関する基準と指標のプロセスがその報告について協調して合理化を進めつつある。MDGsの目標年とUNFF-MYPOWの最終年であるとともに、FAOの世界森林資源評価2015が明らかとされる2015年が迫っている。今後は、森林と相互に関係している他セクターとの関連を十分に見つつ、ポスト2015年に向けて国内外の関係者が準備を進めていくことが重要といえる。

（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室課長補佐）



生物多様性を育む食と農 —住民主体の種子管理を支える知恵と仕組み—

西川芳昭 編著
コモンズ 発行
2012年3月 240頁



1989年11月のベルリンの壁の崩壊後に急速に進んだグローバル化により、世界の在り方、そして私達の生活は大きく変わった。その急速な変化に抵抗を感じる人々も多く、そのグローバル化に対峙して、地域性(ローカル化)を前面に出していく潮流も大きく出てきている。均一性、効率性、成長性、先進性、相互依存性の価値観を推進するグローバル化に対して、ローカル化は多様性、主体性、持続可能性、伝統性、自己完結性に価値観を置いている。

これら2つの対峙する価値観が競合している姿が端的にでているのが農業多様性の在り方であろう。農作物の遺伝資源の重要性そのものは世界的な認知を受けつつあるが、その利用、保存のための取組は2極化した世界で成り立っている。1つは食の生産を工業的効率性で追及し、多様性より均一性を重視する「モノカルチャー」で代表されるグローバルな商業的農業であり、もう1つは地域の伝統的な生物多様性の活用を主眼にした伝統的農村社会である。地域にある生物多様性を上手く活かすことによって地域性、そして食文化は成り立っており、他の地域との差別化に主眼を置く地域性はその地域在来の生物多様性に依存し、その多様性の喪失は地域文化の喪失につながると危惧する。地域農業にとっては、グローバル化はその多様性の喪失に拍車をかける負の力でしかない。

本書は「生物多様性を育む食と農：住民主体の種子管理を支える知恵と仕組み」という表題を持ち、13人の著者・編者による力作である。食料安全保障や農業・農村開発という面での資源として、作物の種内変異の生物多様性を作りだし、種子に関わり続けて維持している農家の役割を重視しながら、グローバルな枠組みのなかでの制度について議論することが本書の目的である。「グローバル化」する世界の中で、どのように「ローカル性」を発揮していくのか、その2つの対峙する価値観と政策をどのように連携、調和させていくことができるのかを探り、具体的な事例を持って提案している。

本書は二部構成で成り立ち、第一部は「農業生物多様性管理のローカルな仕組みと知恵を支える制度」で、その中に6つの章を持っている。街のタネ屋、NPO、地域女性グループ、伝統的農家というそれぞれの立場、さらに伝統的知識の活用とサゴヤシ利用の地域多様性というさまざまな観点から現地での具体的な事例を多く挙げ、その視点を明確にしている。複雑な概念と枠組みを本誌の特徴である具体的な事例を挙げて解き明かしていく手法が良く発揮されているのはこの第一部であ

る。具体的な事例を多面的に提示することにより問題がより明確になり、また統一感のある理解へ進むきっかけを作っている。

第二部は「農業生物多様性管理の国際的制度和ローカルな活動をつなぐ仕組み」で、3つの章と2つのコラム(囲み記事)からなる。国際的制度という理解しにくい内容を平易な言葉で統括的に、また具体例を多く提示し、著者の説明能力の高さが秀でていいる。特にコラムを読むことにより、国際制度の理解が進む。

さらに欲をいえば、グローバル化の潮流のなかで促進される商業的農業での遺伝資源利用がどうなされているかの議論が欲しかった。対峙する視点、価値観を双方向で議論すればもっとバランスのとれた分析がなされ、さらにグローバル化とローカル化との相互互惠的な関係の可能性を探求する良い機会だったのではないだろうか？

編者は序章でまず問題提起を明確に行い、そして終章で今後の課題を的確に示している。「グローバルとローカルを結ぶ制度構築に必要な視点」が本書の中核的結論といえる。1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで生物多様性条約(CBD)が採択されてから今年はその20年目の節目の年でもある。そのリオの地球サミットの主なテーマは開発と環境の調和であったが、このテーマの難しさが一番顕著に表れているのが生物多様性であろう。その生物多様性の中で、農業生物多様性は人間社会との縁の深い歴史があり、その特徴を反映して「食料農業植物遺伝資源条約」が締結され、2004年より発効している。食と農という我々に身近で人間社会の根本的な問題を、グローバル化という大きな世界の潮流の中で理解を深めるためにも一読に値する書である。

(独立行政法人国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝)

JAICAF 賛助会員への入会案内

当協会は、開発途上国などに対する農林業協力の効果的な推進に役立てるため、海外農林業協力に関する資料・情報収集、調査・研究および関係機関への協力・支援等を行う機関です。本協会の趣旨にご賛同いただける個人、法人の賛助会員としての入会をお待ちしております。

1. 賛助会員は、当協会刊行の資料を区分に応じてお送り致します。
また、本協会所蔵資料の利用等ができます。
2. 賛助会員の区分と会費は以下の通りです。

賛助会員の区分	賛助会費・1口
正会員	50,000 円／年
法人賛助会員	50,000 円／年
個人賛助会員 A	5,000 円／年
個人賛助会員 B	6,000 円／年
個人賛助会員 C	10,000 円／年

※ 刊行物の海外発送をご希望の場合は一律 3,000 円増し（年間）となります。

3. サービス内容

平成 24 年度会員向け配布刊行物等（予定）

主なサービス内容	正会員・ 法人賛助会員	個人 賛助会員 A (A 会員)	個人 賛助会員 B (B 会員)	個人 賛助会 C (C 会員)
国際農林業協力（年 4 回）	○	○	—	○
世界の農林水産（年 4 回）	○	—	○	○
その他刊行物 （報告書等）	○	—	—	—
JAICAFおよびFAO寄託図書館 の利用サービス	○	○	○	○

※ 一部刊行物はインターネットwebサイトに全文または概要を掲載します。
なお、これらの条件は予告なしに変更になることがあります。

- ◎ 入会を希望される方は、裏面「入会申込書」を御利用下さい。
Eメールでも受け付けています。

e-mail : member@jaicaf.or.jp

「国際農林業協力」誌編集委員（五十音順）

安藤和哉	（社団法人海外林業コンサルタント協会総務部長）
池上彰英	（明治大学農学部教授）
板垣啓四郎	（東京農業大学国際食料情報学部教授）
勝俣誠	（明治学院大学国際学部教授）
紙谷貢	（前財団法人食料・農業政策研究センター理事長）
西牧隆壯	（東京農業大学客員教授）
原田幸治	（社団法人海外農業開発コンサルタント協会企画部長）

国際農林業協力 Vol. 35 No. 1 通巻第 166 号

発行月日 平成 24 年 8 月 31 日

発行所 社団法人 国際農林業協働協会

編集・発行責任者 専務理事 井上直聖

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 39 号 赤坂KSAビル 3F

TEL (03)5772-7880 FAX (03)5772-7680

ホームページアドレス <http://www.jaicaf.or.jp/>

印刷所 日本印刷株式会社

International Cooperation of Agriculture and Forestry

Vol. 35, No.1

Contents

Role of Cooperative

ITO Masato

Farmer's Organization and Agricultural Cooperative in Developing Countries: International Year of Co-operatives 2012

A Role of Agricultural Cooperatives in Agriculture and Rural Development in Developing Countries

ITAGAKI Keishiro

Challenges for Organizing Farmers Group in Cambodia : from an Experience of Rice Liquor Group Formation

ITO Kasumi

The Aspect of the Agricultural Cooperative in Brazil from the History to the Present Condition

TANAKA Noriko

Cooperative as a Development Organization - Cases of Coopebrisas in Costa Rica -

MASE Asao

How Japan will be able to help the growth of agricultural producer's organization in West African countries?- Consideration from the results of the follow-up study for the supporting programs for farmers' organizations -

HARADA Koh, KOBAYASHI Yuzo

IDACA' s Contribution to Human Resource Development for Agricultural Cooperatives in Developing Countries -History and Future Perspective

ABE Yukio